

—新生「上田市」発足1周年記念事業—

古代信濃の文字



上田市立信濃国分寺資料館

『古代信濃の文字』正誤表

頁	行	誤	正
9	上から 9 行目	243 点	234 点
24	上から 17 行目	筆順も現在と同じ	筆順も二字目の「九」を除いて現在と同じ
38	上から 9 行目	(文献 24) の後に右の文を追加	また則天文字「𠙴」(正) が 1 点出土した。
38	下段写真説明	則天文字「𠙴」	則天文字か「𠙴」
53	下から 15 行目	(則天文字)	(則天文字か)
53	下から 14 行目	(則天文字)	(則天文字か)
54	下から 2 行目	(則天文字)	(則天文字か)

—新生「上田市」発足1周年記念事業—

古代信濃の文字

上田市立信濃国分寺資料館



郡符木簡
千曲市屋代遺跡群出土
(長野県立歴史館所蔵)



仏鉢形土器
佐久市聖原遺跡出土
(佐久市教育委員会所蔵)



多数出土した墨書き土器
千曲市社宮司遺跡出土
(長野県埋蔵文化財センター所蔵)



朱墨書「田家？」
(長野市南宮遺跡・長野市教育委員会所蔵)



銅印「長良私印」
(松本市三間沢川左岸遺跡出土・松本市立考古博物館所蔵)



銅印「穴来（未？）私印」
(上田市法楽寺遺跡出土・当館所蔵)

はじめに

中国や朝鮮半島からもたらされた漢字を用いて、古代の人々は板、紙、土器、陶器、瓦、銅印などに文字を記し、様々な意味を込めました。信濃では弥生時代後期の木島平村の根塚遺跡から「大」字様刻文のある土器片が発見され、現在までのところ国内では最も古い文字資料の一つとみられています。奈良時代には、信濃国分寺跡から「伊」、「更」の文字をヘラ描きした文字瓦が出土しており、これらは「伊那郡」、「更級郡」の郡名を表示したものであろうと考えられています。

平安時代前期の9世紀から10世紀にかけては、墨で文字を土器に記した墨書き土器が東国を中心に多数出土しています。こうした文字は一文字だけが記されたものが多く、村落内での祭祀や儀礼に際して使用されたものであることが、最近の研究から解明されました。佐久市の聖原遺跡では、「佛」の文字などをヘラで描いた仏鉢形の土器が出土しており、当時の仏教信仰に関わる貴重な資料とみられます。また、松本市の下神遺跡では、中国の唐代に則天武后によって制定された則天文字とみられる文字が発見され、注目されました。

千曲市の社宮司遺跡からは、「八千」など多数の平安時代の墨書き土器が出土しています。また飯田市の恒川遺跡群は、古代の伊那郡の役所である伊那郡衙跡であったことが、調査成果からほぼ確定していますが、役所の台所を示す「厨」の墨書き土器が発見されています。さらに古代の信濃では、文字が表現された銅製や石製の印が出土しています。松本市三間沢川左岸遺跡出土の「長良私印」、千曲市更埴条里遺跡出土の「王強私印」などの銅印は信濃の古代史を解明する上で、重要な資料とされています。

こうした資料を通して、古代信濃の文字文化の一端をご理解いただければ幸いに存じます。最後に今回の特別展開催に際しまして、貴重な資料をご出展いただきました皆様方、またご指導、ご協力を賜りました関係各位、諸機関に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成19年9月

上田市立信濃国分寺資料館

目 次

「遺跡出土の墨書き土器が語るもの」	1	(2) 塩尻市吉田川西遺跡	33
I 漢字の始まりと伝来	14	(3) 松本市三間沢川左岸遺跡・平田本郷遺跡	34
II 弥生時代から古墳時代の文字資料	15	(4) 松本市小原遺跡・小池遺跡	36
1 木島平村根塚遺跡出土「大」字様刻文のある土器片	15	(5) 松本市下神遺跡・三の宮遺跡	38
2 三重県松阪市片部遺跡出土の墨書き土器	18	3 北信地方の遺跡出土の文字資料	40
III 古代の役所や国分寺で使用された文字資料	20	(1) 千曲市星代遺跡群	40
1 千曲市星代遺跡群出土木簡	20	(2) 千曲市社宮司遺跡	40
2 飯田市恒川遺跡群出土文字資料	22	(3) 長野市南宮遺跡	42
3 上田市信濃國分寺跡出土文字瓦と刻書き土器	24	4 東信地方の遺跡出土の文字資料	45
IV 県内出土の墨書き土器・刻書き土器・古代印	26	(1) 佐久市聖原遺跡	45
1 南信地方の遺跡出土の文字資料	26	(2) 上田市明神前遺跡	47
(1) 飯田市恒川遺跡群	26	(3) 上田地方の遺跡出土の文字資料	48
(2) 笠輪町中道遺跡	28		
(3) 諏訪市十二ノ后遺跡	29		
2 中信地方の遺跡出土の文字資料	31		
(1) 塩尻市平出遺跡・和手遺跡	31		
		特別展「古代信濃の文字」関係遺跡位置図	50
		展示資料目録	51
		引用・参考文献	57
		「長野県内出土・伝世の古代印の再検討」(1)	
		~(20)	

例 言

- 本書は平成 19 年 9 月 15 日(土)から平成 19 年 11 月 4 日(日)までを会期とする特別展「古代信濃の文字」の展示概説として作成した。
- 本書を作成するにあたり、多くの書籍を参考・引用させていただいた。厚く御礼申し上げる。なお、巻末の引用・参考文献の番号と本文中の文献番号は同一である。
- 紙面の都合で展示資料のうち図録に掲載できなかった資料がある。
- 掲載写真は所蔵者から提供を受けたり、調査報告書等から許可を得て転載させていただいた。また当館職員が資料調査に際して、許可を得て撮影した写真が含まれている。
- 本書の執筆は、「遺跡出土の墨書き土器が語るもの」が高島英之氏（財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団専門員・主幹）、「長野県内出土・伝世の古代印の再検討」が平川南氏（国立歴史民俗博物館館長）、解説文の執筆は第Ⅱ章第1節が川上元氏（上田市文化財保護審議会委員）、その他の解説文の執筆・編集は倉沢正幸（当館館長）が担当した。

遺跡出土の墨書き土器が語るもの

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団専門員（主幹）高島 英之

はじめに—墨書き・刻書き土器とはなにか

周知のように、奈良・平安時代の集落遺跡を発掘調査すると、たまに、文字が記された遺物が出土することがある。その多くは、土器の器面に墨で文字が記されたものや、文字が刻みつけられたものである。これらは墨書き土器・刻書き土器と言われ、貴重な古代の文字資料として注目されってきた。最近の研究によって、これらは、村落内での祭祀や儀礼にあたって用いられたものであることが、次第にわかつてきた。

これは、全国各地の遺跡から出土する膨大な量の墨書き土器の文字に、ある程度の共通性が認められることや、特定の種類の文字や特殊な字形が頻繁に使用されていること、あるいは、1遺跡における墨書き土器の出土量が1000点を超える例すらあるにもかかわらず、如何なる遺跡においても墨書き土器の比率は、その遺跡から出土した土器全体の数パーセント程度にしか過ぎないこと、また、文字を記入するに当たって、特殊な材質・作り、もしくは器形の土器を意識的に選択した様子が無いこと、などの特色から導き出された結果である。

すなわち、土器に文字を記す行為は、日常什器とは異なるという非日常の標識を施すことであり、祭祀に用いる土器を日常什器と区別し、疫神・祟り神・悪霊・鬼等を含んだ意味においての「神仏」に属する器であることを明記したものと言うことになろう。

奈良・平安時代の集落遺跡出土の墨書き土器は、とりわけ関東地方での例が非常に多い。これはただ単に、発掘調査の件数が抜群に多いからという理由だけではなく、その時期の東国村落の特質である。それらは、一文字だけが記されたものがほとんどなので、文字の意味はどのようにでも解釈できるものが多い。また、早く、八世紀前半のものもあるが、村落内で本格的に広まっていくのは九世紀になってからである。九世紀から十世紀にかけて飛躍的展開を遂げ、早くも十世紀の内に急速に減少してしまった。また、古い時期のものには、墨で記されたものよりも、土器を焼く前の、粘土が生乾きの段階で、箋のような工具で文字が刻みつけられたものが多い。さらに八世紀代の墨書き土器の文字は、一般的に小振りで、端正な書体であるのに対し、九世紀以降のものは、文字も大きくになり、字形が崩れ、いかにも稚拙な書体のものが多くなっていく。明らかに文字を記す人びとの層が拡大している様子がうかがえる。

また、こうした大まかな傾向を指摘できる反面、それぞれの集落の移り変わりに伴って、墨書き

土器の分布や量、記されている文字の種類などの傾向が変わっていくというような、細かな推移を追うこともできる。

墨書土器の使われ方は、それぞれの土器に文字を書いた人びとそれぞれが果たしていた当時の社会的な役割と密接に関わるのだから、墨書土器がどのような使われ方をしたのかと言ふことを解き明かすことが、当時の社会のしくみやあり方の解明につながるわけである。つまり、それぞれの墨書土器の用途や機能を解明することによって、そうした人的関係の背後にある律令官司制のシステムや、村落構造を明らかにすることが可能であり、さらにはそのような諸関係のまとまりとしての古代社会像の解明に繋がっていくのである。

ここでは、主に、全国で最も墨書土器が多く出土している関東地方における墨書土器のあり方や特色を紹介し、信濃地域から出土した墨書土器の使われ方や、記された文字の意味などを解明する上での手がかりとなる材料を提供したいと考える。

1. 墨書土器は神（仏）の依代^{よりしろ}

近年、千葉県の八千代市から印西市・印旛村・本塙村にかけての地域、すなわち古代の上総国武射郡から下総国印旛郡・香取郡・埴生郡一帯を中心に、複数の文字を記した墨書土器が多数出土するようになり、特に村落祭祀の実態を端的に示すような資料も相次いで発見されている。

こうした墨書土器群の中には、（地名）+人名+「形（方・召・身）代」（+「奉（進上）」）という書式のものや、「某神（仏）奉（上・進）」と記すもの、あるいは「龜神」「國玉」のように祭祀の対象となる神の名のみ記したもの、などがあり、記されたこれらの文字によって、それらが祭祀に使用されていたことがわかる。これらの墨書土器が、神に対して「招代（おぎしろ）」=依り代（神靈の依り悪く物）として奉獻されたもので、墨書土器を招代として神を招き、そこに供物を盛って、神を饗應したものと考えられる（図1参照）。

このような「人名+召（形・方・身）代（替）+奉（進）上」と記された人面墨書土器は、千葉県西北部地域にとどまらず、近年では宮城県多賀城市の陸奥国府多賀城周辺都市遺跡や福島県いわき市の荒田目条里遺跡、静岡県三島市箱根田遺跡、静岡県浜松市伊場遺跡など、各地域からの出土例もごく少数ながら相次いでおり、地域的な広がりをみせてきている。いずれにしても疫神や祟り神・冥界の使いの鬼までも含めた意味における「神仏」を祀る際に、神靈を招來する「形（方）代（かたしろ）・召（招）代（おぎしろ）・身代（みのしろ）=依代（よりしろ）」である土器を、自分自身の身体や命を依代として捧げる代（替）わりに捧げたものと考えられる。

土器の外面に人面と「器」という文字がそれぞれ2箇所に記され、底部外面に「代」という文字が2箇所記された土器が山形県飽海郡平田町の山海窯遺跡から出土している。文字の読み方と

しては、「器代」あるいは「代器」いずれも考えられるが、「形代である（としての）器」であることを意味する文字とを考えることができ、土器が形代であることを如実に示す記載内容と言えるだろう。

器自体に神が依ますことが文献史料にみえる例としては、『日本書紀』崇神10年条に、三輪山のオオモノヌシノカミが小蛇に姿を変えて妻のヤマトトヒメノミコトの箸箱の中に姿を隠していたという伝承や、『常陸國風土記』那賀郡茨城里条に、神の子の「小蛇」を土器に入れて安置するという伝承などがある。

『常陸國風土記』那賀郡茨城里条

茨城の里。此より北に高き丘あり。名を噴時臥の山といふ。古老のいへらく、兄と妹二人ありき。(中略) 時に、妹、室にありしに、人あり、姓名を知らず、常に就て求婚ひ、夜來たりて昼去りぬ。遂に夫婦となりて、一女に懷妊めり。産むべき月に至りて、終に小さき蛇を生めり。明くれば言とはぬが若く、闇れば母と語る。是に、母と伯と、驚き奇しみ、心に神の子ならむとおもひ、即ち、淨き杯に盛りて、壇を設けて安置せり。一夜の間に、已に杯の中に満ちぬ。更、ひらかに易へて置けば、亦、ひらかの内に満ちぬ。此からこと三四して、器を用いあへず。(中略) 盛りしひらかと瓶とは、今も片岡の村にあり。

なお、この説話では、依代として供獻した器がまず杯であり、次いで瓶であったという点も注目に値する。集落遺跡から出土する祭祀関連墨書き土器の9割以上が杯型の土器であり、壺型のものがそれに次ぐという出土状況は、こうしたほぼ同時代の説話に見える祭祀の具体像と合致している。特に一般的な墨書き土器は、その大多数が杯型土器であることや、東国の集落遺跡出土の人面墨書き土器には杯型のものが多く見られると言う点も、依代という機能から説明できる。東国の集落遺跡出土の人面墨書き土器に杯型のものが多く見られるのは、集落遺跡に特に顯著な、文字のみ記された墨書き土器に杯型のものが圧倒的に多いことの影響であろう。

なお、土器を含む容器が神の依代として使用されたことを端的に示す史料は他にもいくつか存在している。

中世の『類聚神祇本原』(元応2年(1320))には、伊勢神宮の外宮別宮の土宮の神体に関して、
土宮 在アリ神宮寺ミツキニ高宮タカミ中上ナカミツ。東面座。(中略)倭姫命世紀曰、宇賀之御魂神、土乃御祖神、形鏡坐、寶瓶坐。

二所太神宮御鎮座本紀曰、(中略)注曰、大土祖、靈鏡坐。太田命、靈銘石坐。宇賀魂、靈瓈璃壺坐也。

豈受皇太神鎮座次第麗氣曰、(中略)大土御祖一座。御体瓈璃壺一口、靈鏡二面、(後略)とあり、神体が「宝瓶」あるいは「瓈璃壺一口」であるという記述が存在するが、これは、土器ではないものの、おそらく依代として供獻された「瓈璃壺」に、神が宿ったことによって、依代から神体そのものに転化したと言えるだろう。壺そのものが神体としてまつられているケースと

言える。

なお、この史料の中で、神が依ります鏡を「鏡坐」、石を「石坐」と称するのと同じニュアンスで、神が依ります器のことを「瓶坐」・「壺坐」と称されているところも注目できよう。それらが壺座 = 「石坐」と同じく「坐」と称されていること自体、依代であることを端的に示している。

土師器甕形人面墨書土器と共に斎串・人形・馬形・刀形などの木製形代類が祭祀遺構からまとまって出土し、律令祭祀に関わる一括資料として名高い山形県飽海郡八幡町の俵田遺跡は、出羽国府城輪橋に関わる祭祀遺跡と考えられているが、ここから出土した土師器甕形人面墨書土器には、体部外面に「磯鬼坐」という文言が記されている。「磯鬼」の実態については明確にしがたい部分があるが、祭祀・呪術に際して鬼神を神降ろしたときの「坐」すなわち依代と解釈することが可能であり、土器である甕が、形代であることを示していよう。

また、同書に引用する『丹後國風土記』逸文に関わる記事として、

(前略) 丹後國与謝郡比治山の頂に井あり。其の名を麻那井と号す。此所に居る神、すなわち竹野郡奈良神是なり。(中略) 酒造天之瓶一口は大神の靈器なり。

とあり、ここにみえる「酒造天之瓶」は、大神愛用の醸造の「靈器」であるのか、あるいは大神が籠もる「靈器」であるのか、この文章を読む限りにおいては定かではないが、もし後者の解釈が成り立つとすれば、ここに見える「酒造天之瓶」は大神の依代と解釈できることになる。また、いずれにしても「靈器」として「瓶」が「敬拝して祭る」対象となっているわけであり、この史料も、器が祭祀・信仰の対象とされたことを明白に物語る例の一つとして、墨書土器あるいは祭祀関連土器の機能を考える上で重要な示唆を与えるものと言えよう。

さらにはいわゆる「神道五部書」(建保2(1214)～永仁3年(1295)成立)の一つである『豊受皇太神御鎮座本紀』には、

(前略) 天平龕を造り、諸神を敬い祭るは、宮別に八十口。柱の下、並びに諸木の本に置く。

(中略) 諸神を納め受ける寶器なり。

と「天平龕」が「諸神を納め受ける寶器」であることが明白に述べられている。「天平龕」に関しては、『古事記』、『日本書紀』神武即位前紀、『住吉大社神代記』の中の「天平龕を奉る本記」などにみえるところであるが、この史料では「諸神を納め受ける宝器」と明確に規定されていることに注目したい。「諸神を納め受ける」とは、まさしく天平龕を依代として神を降ろすことに他ならない。

『播磨國風土記』託賀郡条には、

(前略) 昔、丹波と播磨と國を堺ひし時、大甕を此の上に掘り埋めて、國の境となしき、故に甕坂といふ。(後略)

と、境界祭祀として甕が埋納されていることが見て取れる。また万葉集には、ひもろぎを立て斎瓶(いわいべ)を掘り据えて神に祈ると言う記述がしばしばみられる。これらの史料に見える記述は、神の依代としての土器の使用方法を明確に物語るものと言えるだろう。

千葉県芝山町の庄作遺跡から出土した人面墨書き土器には、「丈部国依甘魚」と記されており、「甘魚」とはすなわち「甘菜」つまり「御馳走」の意であるから、土器に供物を盛って神を要応したという使用法も一面として考えるべきであろう。しかしながら要応という目的のみにとどまらず、杯型土器自体が依代と考えられるわけだから、供献されたのが空のまま土器であった可能性も少なくない。

このように、土器は、供物を盛って神靈に供え、神靈を要応するという意味を有するにとどまらず、食物供獻という目的から發展し、祭具として、ある時は依代として、さらには神体としての機能まで付加されることさえあったのである。

このような村落祭祀の実体を直接物語るような多文字の墨書き土器は、全国の集落遺跡出土の墨書き土器全体の中では、まだ少数であり、また出土地も、現段階においては、古代の下総国印旛郡から香取郡・埴生郡および上総国武射郡にかけての地域一帯に集中しており、一見すると極めて特殊な事例であるかに見受けられる。しかしながら、これら多文字墨書き土器が出土した遺跡からこれらと共に伴して出土した墨書き・刻書き土器の圧倒的多数は、1文字書きのごく一般的に見られるタイプのものである。それら1文字書きの墨書き・刻書き土器も、多文字墨書き土器と同様の目的・用途で使用されたと見てよいだろう。すなわちこうした多文字の墨書き土器は、1文字ないし2文字の墨書き・刻書き土器の用途・機能をも敷衍して解明することができるような貴重な資料なのである。

2. 「住所」が記されるわけ

さきにみたように、「形（方・召・身）代を奉（進上）る」という文言が記された墨書き土器の多くには、その土器を供えたとみられる人物の名前ばかりではなく、彼らの居住する場所が、あたかも荷札木簡の記載のような書式で、国郡名から記されている。一見すると、租税や貢ぎものの納付に関わるかのようである。しかしながら、これらを捧げる先は、現世の役所ではなく、神仏あるいは疫神・邪神・悪霊の類なのであろう。

『日本靈異記』卷中 第25話に「閻羅王の使いの鬼の、召さるる人の饗を受けて、恩を報いし縁」という説話がある。

講岐国山田郡に、布敷臣衣女といふひと有りき。聖武天皇のみ代に、衣女忽に病を得たりき。時に、偉しく百味を備けて、門の左右に祭り、疫神に賂ひて饗しぬ。閻羅王の使いの鬼、來たりて衣女を召す。其の鬼、走り疲れにて、祭りの食を見て、おもねりて就きて受く。鬼、衣女に語りて言はく。「我、汝の饗を受くるが故に、汝の恩を報いむ。若しは同じ姓同じ名の人有りや」といふ。衣女、答へて言はく、「同じ國の鵜垂郡に、同じ姓の衣女有り」といふ。鬼、衣女を率て、鵜垂郡の衣女の家に往きて対面し、即ち縛の義より一尺の弊を出して、額

に打ち立て、即ち召し将て去りぬ。(後略)。

この説話と墨書土器の記載内容をはじめて関連づけたのは平川南氏である。卓見と言ふべきであろう。

この説話は、讃岐国山田郡に住む布敷臣衣女という女性が急病になったので、疫病神にお供物を供えて、自分の元から立ち去ってくれるよう祈ったところ、地獄から彼女のことを召し連れに来た鬼がそれを御馳走になってしまい、そのことを恩義に感じた鬼は、それに報いるために、自分に施してくれた女性の命を助け、その代わりに別の所に住む同姓同名を地獄へ連れていったという内容である。

鬼が賄を受けた代償として、同姓同名の人物を身代わりにしたというような説話がつくられた背景には、当時の人がとが、何らかの賄行為をすれば、神仏はおろか、疫神・邪神・悪霊や地獄の使いの鬼に至るまで、必ず何らかの代償をしてくれるものという発想や、供物やよりしろを捧げてまつたのがどこに住む誰であることを神・仏、または疫神・邪神・悪霊や地獄の使いの鬼等に対して示すことによって、利益を確実に自分のものにする必要があるとする思想があったからにはほかならない。すなわち、当時の人々の意識では、神仏に対して自分を特定させることができないと、同姓同名の人の元に利益が行ってしまうことや、あるいは逆に、同姓同名の人のせいでの、思わぬ不利益をこうむってしまうこともまたあり得たわけである。祭祀に関わる土器に自分の住所・姓名などを書き入れるのは、祭祀の代償としての利益が、確実に自分の元に受けられるよう、神仏に対してアピールする必要があったからだと考えられる。

長野県内では、佐久市の聖原遺跡から、僧侶が托鉢の時に携行する容器によく似たスタイルの、8世紀後半から9世紀初頭頃の土師器の内面に「佛」の1文字が、また外面には「甲斐国山梨郡大野郷戸口/乙作八千/此後□佛□為/八千体□」と、国郡郷戸主姓名と仏に対する願いごとの文章のようなものが、箋のような工具で文字を刻みつけて記されたものが出土している(図2参照。佐久市教育委員会『聖原(第二分冊)』)。

この土器自体は、甲斐国内(現在の山梨県地域)で作られた土器の特徴が顕著であり、甲斐国から信濃に持ち込まれたものであることに間違いない。外面に記された文章の内容とも辻接が合う。今のところ、国・郡・郷・戸主姓名が記された多文字墨書刻書土器の、長野県内における唯一の出土例であるが、残念ながら、信濃国内で記されたものではないようである。

土器のスタイル自体が、まぎれもない仏鉢型であり、また、「佛」の文字や、「此後□佛□為」などの文言がみえるので、仏教信仰に関わるものであることも確実であろう。諸国を巡廻する僧侶によって甲斐国から持ち込まれたのかもしれないが、記されているのが国・郡・郷・戸主姓名であり、僧侶の名前そのものではないことなど、この土器が出土した背景を解明するには、まだまだわからないことが多い。記された文字の内容と、この土器を持っていたと考えられる僧侶との関係についても不明である。記された国・郡・郷・戸主姓名は、僧侶にこの仏鉢を寄進した人

物なのだろうか。いずれにしても、今後、類例や出土遺跡一帯の歴史を考慮しながら、研究を進めていく必要がありそうである。

ただ、この佐久市聖原遺跡出土の仏鉢型土器に、国・郡・戸主姓名が記されているのは、それを書いた人物が自分自身を仏に対して明示することによって、仏縁を結んだり、あるいは仏の守護や利益を期してのことであったと考えられる。

3. 墨書き土器に記された独特な字形の文字—則天文字を記した墨書き・刻書き土器

近年、全国的に、則天文字が記された墨書き土器の出土例が増加しており、東国出土の墨書き土器の中でも特徴的な例として注目されるようになっている。

則天文字とは中国・唐時代の女帝・武則天（武照、則天武后、聖神皇帝、624～705、在位690～705）が制定した独特の文字群である。武則天は、唐朝第3代の皇帝・高宗（李治）の皇后で、病弱な夫に代わって政治の実権を握っていた。夫帝の死後は、帝位を継いだ子供たちを次々に廢してみずから帝位に就いて国号を「周」と改め、新王朝を創始した、中国史上、空前絶後の女帝である。その武則天が、載初元年（690）に、新しい王朝を開いたことを象徴する意味を込めて、独自の新しい文字を創製させ、從来からある文字の代わりに使用を命じたものである。中國では、古来より、文字や字体の制定は、絶対権力者のみに許された専権事項であった。

この則天文字が何文字作られたかは、実際のところあまり明確ではないが、現在確認されているのは17文字である（図2参照）。天・地・人・日・月などの重要な概念を示す文字のほか、皇帝に関わる文字や、年号や詔勅・公文書などで頻繁に使用される文字が多い。自らが制定した新しい文字を使用させることによって、最高の権力者となった自分の権威を天下に示したわけである。「一」と「忠」をあわせて「一忠」（臣）、一生と書いて「一生」（人）、「山」・「水」・「土」をあわせて「山水土」（地）など、ほとんどの字が、既存の漢字の偏や旁を合成して意味を持たせて創作したものである。

この則天文字は、武則天治政下にあっては、その強大な権力によって強制されたため、社会にもある程度定着したようである。ただ、彼女の死後、中国では直ちに使用が禁止されたのだが、わが国では後世まで使用された文字もある。わが国への則天文字の伝来は、正倉院宝物の慶雲4年（707）書写の『王勃詩序』に「天」・「山水土」などの文字が用いられているところから見て、大宝の遣唐使（慶雲元・704年帰国）によってもたらされたものとの見方がある。また、養老律の写本にもみえるので、やはり奈良時代初期に唐律の写本によって伝えられたとみられる。これ以降、一部の文字の使用例は、中・近世にまで及んでいる。

以上の点をみても、この則天文字が、わが国内においてかなり広く伝来していたことがわかる

のだが、そのことを裏付けるのが、近年、各地で出土例が増えつつある、則天文字が記された墨書土器である。現在までのところ秋田県から鹿児島県まで、全国約70箇所の遺跡から200点以上が出土している。ただし、刻書土器の方は、今までのところ、わずか3点に過ぎない。

則天文字が記された墨書土器の出土遺跡の性格や出土状況、記されている文字の数、記されている土器の器種、文字が記されている場所・位置・方向などは、他の一般的な文字が記された墨書・刻書土器と比べて特にきわだった特色があるわけではない。また、ほとんどが1文字のみの記載である。この点もわが国の古代の墨書土器の一般的特徴と共通する点であり、則天文字の墨書土器のみが特別の用途や目的があって、特殊な状況の下に使用されたというわけではなく、一般的な墨書土器と同じ範疇で捉えることができる。墨書土器の例からみれば、「天」(天)・「千山」(正)・「一生」(人)などは則天文字17文字中でも比較的よく普及していた文字と言うことが出来るだろう。

また、一つの遺跡から複数種類の則天文字が出土する例はまれで、おおむね一つの遺跡からは同一の文字が出土している。地方においては則天文字の数種類が群として伝わっているのではなく、そのなかの数文字がほとんど単発的に伝来しているに過ぎないのだろう。

則天文字が地方社会にもたらされたルートとしては、いく通りかが考えられる。まず、一つには武則天治世下の中国で作成された經典には則天文字が多数使用されていたから、唐から請來された經典を写経していく過程で、則天文字も經文とともに寺院や僧侶を媒介として各地に広まつていったと考えられる。これと同様に、仏典の音や文字の注釈書や字書の類から参照される場合もあったであろう。また、第2のルートとしては、先にも述べたように養老律の写本に則天文字がみえることから考えれば、地方の役所とそこに入りする人々を経由しての伝播というルートも想定できるところであろう。また、これは全くの想像であるが、早くも奈良時代に東国村落にまで出現しているところからみれば、第3のルートとして渡来人あるいはその子孫たちによるダイレクトな流入といったケースも考えておくべきかも知れない。

武則天は、人一倍文字に神秘を感じていたふしがあるせいか、則天文字は従来の字形より画数が多く、装飾的かつ示威的であり、一種の妖しささえ漂わせている。文字自身に呪的な魔力や権威が付帯されていたとみられる古代社会においては、則天文字のような特殊な字形こそ、吉样句や呪句としてはより効果的であったとみられよう。また、同様に、日常的には使われることのない篆書体の字が記された墨書土器についても、古めかしい異形の文字として採用されたと考えられる。

実際、わが国古代の辞書や字書では、則天文字も篆書体の字形の一つとして採録されているケースが多い。則天文字というグループで認識されていたわけではなく、あくまでも古様の篆書体の一字形として捉えられていたのである。それにしてもこのような特殊な文字が、早い時期から地方の村落でも用いられたという、その急速な伝播・浸透には驚嘆の念を禁じ得ないところである。

長野県内でも、いくつか則天文字とおぼしき字形が記された墨書き土器が出土している。また、松本市の下神遺跡では、中央自動車道の建設に伴う発掘調査において、「而」と記された墨書き土器が50点以上も出土している（図2参照）。財長野県埋蔵文化財センター『中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書6－松本市内 その3－下神遺跡』1991）。これなどは、字形そのものからは、まぎれもなく「而」という文字としか考えにくいが、「而」という文字自体にさほど意味がないということや、全国における墨書き土器の類例がほとんどないことから考えるならば、これは則天文字の「天」という文字を記したものと考えるべきなのかもしれない（平川南「下神遺跡出土の墨書き土器について」同報告書）。

また、この遺跡からは、則天文字に非常によく似た特徴的な字形のものが243点も出土している（図2参照）。この字形については、そのままみる限り、既存のいかなる文字の字形ともまったく異なっており、訛読することが不可能とされてきた。ただ、則天文字との字形の類似から、関連性やそのヴァリエーションとする見方が従来は強かった。しかしながら篆書体の「万」という文字と「主」という文字との組み合わせ文字として解釈することが可能なのではないだろうか。「万」と「主」の組み合わせで、意味はよくはわからないが、「万」も「主」も、各地における墨書き土器の類例としては非常にポピュラーな文字であり、墨書き土器に記された文字として、まったく不自然ではない。墨書き土器に非常に多い、一種の吉祥句的な文字である。

一見、荒唐無稽に見えるような字形であったとしても、それを書いた古代の人びとの側には、何らかの意味やメッセージが込められているわけであり、意味のない文字や記号が記されることはない。則天文字、篆書体、草書体、異体文字、梵字など、さまざまな字形を想定しながら、文字を解釈し、それを記した人びとがそこに込めた願いや意図を解明していくことが肝要なのだ。

おわりに

それぞれの墨書き土器1点1点はあまりにも断片的であり、それだけでは何を意味するのかわからない場合も少なくない。しかしながら多くの例を積み重ね、単に文字面だけでなく、文字が書かれている遺物の形や大きさ、出土状況、文字がある位置・方向などのデータを含めた総合的な検討を経ることによって、そこに込められた歴史情報を最大限に引き出すことが重要なのである。そうすれば、いずれ、あたかもクロスワード・パズルを解くように、地域の歴史像を解明することが可能となってくるかもしれない。

往々にして、土中から次々と発見される出土文字資料からは、直ちに新しい情報や見解が得られるかのように錯覚してしまうことがある。確かに、各種の出土文字資料からは、目新しい、これまでの史料とは異なる、あるいは既存の史料からは得難い情報を引き出すことが可能であり、

そこに出土文字資料研究の大きな魅力があることは否定できない。しかしながら、既存の文献史料によって緻密に構築されてきたこれまでの研究成果と無関係に、出土文字資料から新しい情報が読みとれる訳はないし、また各種の出土文字資料の発見によって得られた新知見をもとにすることで、既存の文献史料の読み方や解釈が変わるとか、新しい解釈の可能性が生まれたりするわけである。つまり、出土文字資料と既存の文献史料、それぞれに記された内容を照合し、検討しながら、それを読み直すことによって、相互を補完していくことにこそ、出土文字資料を調査・研究する意義があるのである。

よく知られているとおり、古代史の史料は非常に限られており、とくに古代の地域史に関する史料となると、都に上申された何らかの報告書類で、たまたま彼の地で残ったものか、あるいは都の人々、中でも貴族階級の目を通して語られたものしかないと言うのが現状である。それに対して地中から続々と発見される文字資料は、地域社会に根ざした生の史料であり、既存の史料では明らかにしえない地域の古代史像や古代社会の深層に迫りうる最大かつ最良の史料といえるだろう。しかも、それらは全国各地の土中に、まだまだ無尽蔵といえるくらいの量が眠っているはずである。これから発見される資料から、どんなあたらしい歴史の事実を解明できるのか、そう考えるだけで胸が躍るではないか。

(参考文献)

- 岡田正彦 「墨書・刻書土器小考－長野県下出土例を中心として－」(『信濃』25-4 1973)
桐原 健 「神饌を盛る土器・家神を祀る土器」(『信濃』31-1 1976)
上田市立信濃国分寺資料館編『信濃出土の土器に書かれた文字』 1986
金原 正 「長野県内の古代集落遺跡と墨書き土器」(『信濃』43-4 1991)
平川 南 「墨書き土器の研究」 吉川弘文館 2000
神村 透 「木曾の墨書き土器」(『伊勢湾考古』15 2001)
佐藤 信 「出土史料の古代史」 東京大学出版会 2002
平野 修 「長野県佐久市聖原遺跡出土の甲斐型土器について」(『山梨県史だより』27 2004)
笹生 衛 「村落と村景観の考古学－地域環境の変化と信仰の視点から－」 弘文堂 2005
荒井秀規 「神に捧げられた土器」(平川南・沖森卓也・栄原永遠男・山中章編『文字と古代日本
4 神仏と文字』 吉川弘文館 2005)
高島英之 『古代出土文字資料の研究』東京堂出版 2000
高島英之 『古代東国地域史と出土文字資料』東京堂出版 2006

表1 祭祀に関わる内容が記された墨書き土器(図1参照)

遺跡名	墨書き土器名・部位・方向	紋文
1 福島県いわき市荒田目条里遺跡	土師器杯体部外面正位	「磐城郡／磐城郷／文部手子唐／召代×」
2 千葉県芝山町庄作遺跡	土師器杯(8C前)底部外面	「龜神」
3 タ	土師器杯(9C前)底部内面/側外側位	「文部真／次召代／国神／奉」
4 タ	土師器瓶(9C前)胴部外面正位	「卯ム国玉神奉」
5 タ	土師器杯(9C前)体部外面横位	「上総□・秋人歲神奉進」
6 タ	土師器杯(9C前)底部内面/底部外面	「国玉神奉」／「手」
7 タ	土師器杯(9C前)体部外面横位	「夫□□女奉」
8 タ	土師器杯(9C前)底部内面/側外側位	「#」／「仏酒」
9 千葉県八千代市権現後遺跡	土師器杯(9C前)体部外面横位	「村神郷文部国依甘魚」
10 千葉県八千代市北海道遺跡	土師器杯(8C中)体部外面横位	「文部人足召代」
11 タ	土師器杯(8C中)体部外面横位	「文部乙刀自女形代」
12 千葉県八千代市白幡前遺跡	土師器瓶(8C後)体部外面横位	「罪司進上代」
13 千葉県富里町久能高野遺跡	土師器杯(9C前)体部外面横位	「丈尼」／「丈尼」／「文部山城方代奉」
14 千葉県印西市鳴神山遺跡	土師器杯(8C後)体部内面横位	「同□□文部刀自女召代進上」
15 タ	土師器瓶(8C後)体部外面正位	「国玉神上奉／文部鳥万呂」
16 タ	土師器瓶(9C前)体部外面横位	「大国王神□×」
17 タ	土師器杯(9C前)体部外面横位	「□□□□□命替神奉」
18 タ	土師器杯(9C前)体部外面横位	「□□□□□命替神奉」

(文献) 1 財いわき市教育文化財団『荒田目条里遺跡出土木簡略報』1996

2～8 小原子遺跡群調査会『小原子遺跡群』1990

9 財千葉県文化財センター『八千代市権現後遺跡』1984

10～11 財千葉県文化財センター『八千代市北海道遺跡』1985

12 財千葉県文化財センター『八千代市白幡前遺跡』1991

13 財印旛都市文化財センター『久能高野遺跡』1988

14～18 財千葉県文化財センター『印西市成神山遺跡』IV 2005

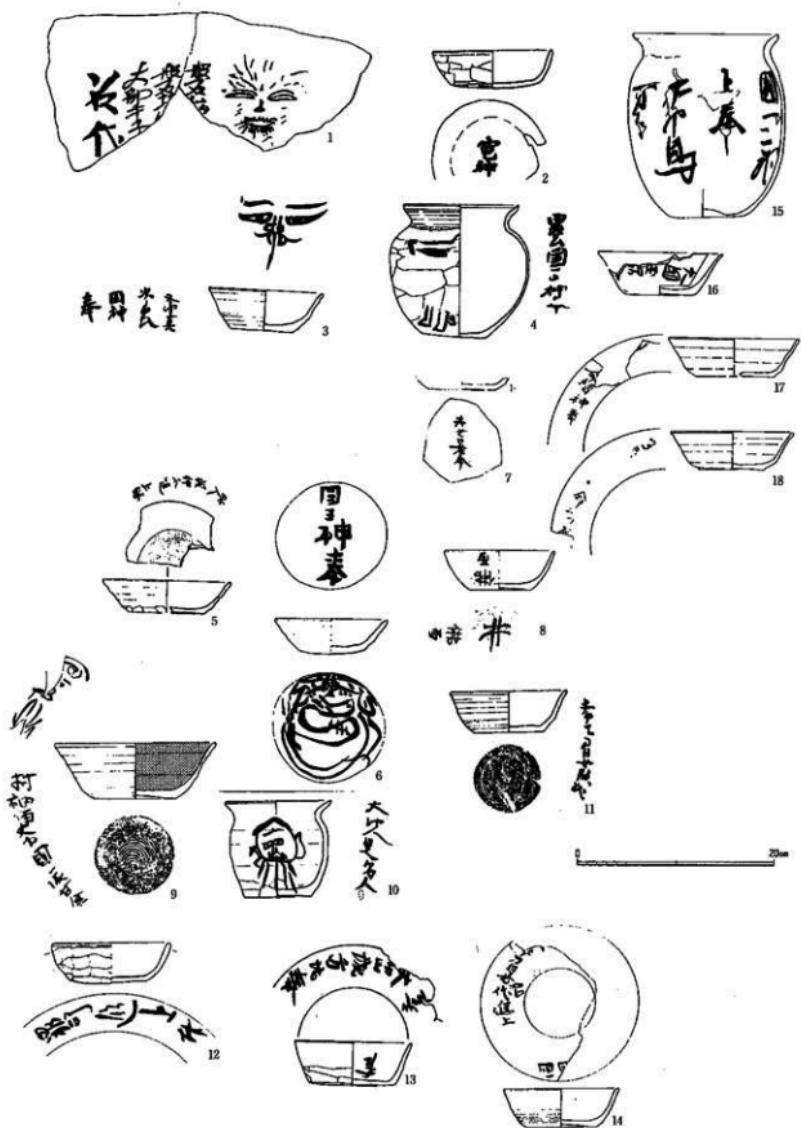
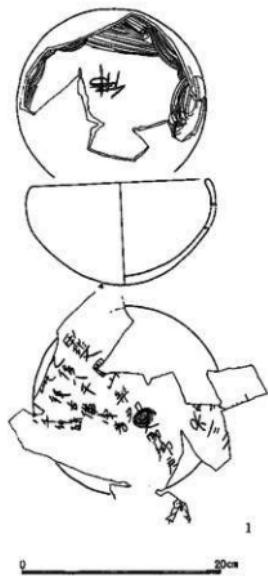


図1 祭祀に関する内容が記された墨書き土器



0 20cm

(布目潮瀬・栗原益男『中国の歴史 4 隋唐帝国』より)

帝	天
匝	月
垂	星
(年)	地
豎	星
(初)	日
垂	臣
(正)	國
豎	人
(授)	國

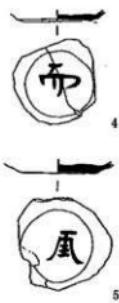
2



福島・御山千軒塚跡

3
萬 币 万 孔 萬
系 万 币 万 孔 萬

6



4

7
神奈川県海老名市・本郷向原遺跡



5

6

図2 1.佐久市聖原遺跡出土刻書土器
 2.則天文字一覧表 (布目潮瀬・栗原益男『中国の歴史 4 隋唐帝国』より)
 3.則天文字「而」を記した墨書き土器の例
 4.5.松本市下神遺跡出土墨書き土器
 6.柏書房刊『異体字解説字典』より「万」の項
 7.神奈川県海老名市本郷向原遺跡出土墨書き土器

I 漢字の始まりと伝来

漢字の起源

漢字は中国で古代から使用され、日本に伝えられて表記の中心となった文字である。漢字伝来以前の日本には文字が無く、漢字の伝来によってはじめて表記が可能となった。漢字の起源は、紀元前15世紀から前1060年頃まで中国の華北を支配した殷王朝で使用された甲骨文字とされている。甲骨文字は神からの託宣（神に折って受けたおつけ）を得るために亀甲や牛骨を用いて占いをし、そこに占いの内容、結果が刻書されている。河南省安陽市に所在する殷王朝後半の王都であった殷墟からは、夥しい数の甲骨文字が発見され、約三千種の漢字を用いて占いの記録が残されている。漢字の造字法は、ほとんどこの殷の末期には完成したとみられている。（文献1）

殷を滅ぼした周王朝は殷の甲骨文字を引き継いで文書を作成し、漢字で官職や機構の名称を定めている。紀元前770年から前403年の春秋時代には大篆（だいてん）の書体の漢字が使われた。この頃には青銅器の外側の目立つ位置に象嵌で文字が記され、神の読む文字から人間に読ませるための文字へ変化したとみられている。（文献2）紀元前6世紀頃から漢字は読書人である士の教養の基礎となり、思想家である諸子百家が漢字によってその論説を記している。紀元前221年には、秦の始皇帝が小篆（しょうてん）の書体に漢字を統一した。始皇帝は度量衡の統一も行い、漢字が政治の道具として使用され、不特定多数の人間を対象に漢字が使用されたと考えられている。

こうして中国で発達した漢字文化を背景にして、紀元前108年、漢の武帝による楽浪郡、玄菟郡、林邑郡、真番郡の4郡の設置以降、朝鮮半島にも中国からの漢字文化の流入が進行した。韓国昌原の紀元前1世紀の茶戸里遺跡からは、筆が5本、木簡に記した文字などを訂正する際に木簡を削った鉄製環頭刀子が出土した。こうした文房具の筆、墨、硯などは中国ですでに盛んに使用されており、朝鮮半島でも文房具が使用されていたことを示している。こうした文房具を用いた漢字の使用は中国人や中国から渡來した人々によって担われていたとみられている。

日本への漢字の伝来

紀元前1世紀の頃から中国の史書に倭人が登場し、漢字文化の中心の中国との交流があったことが推測される。中国との交流には漢文の文書が必要で、外交文書や金印の形で漢文や漢字が伝来したとみられている。現在、最古の文字資料としては2世紀前半とされる三重県安濃町大城遺跡出土の刻書土器「奉」、三重県松阪市片部貝蔵遺跡の2世紀終末とされる「田」の墨書き土器、福岡県前原市三雲遺跡出土の3世紀中葉とされる甕の線刻「竟」、長野県木島平村根塚遺跡出土の3世紀後半とされる「大」の刻書き土器、三重県松阪市片部遺跡出土の4世紀初頭とされる「田」の墨書き土器（文献3）などが知られている。こうした漢字はいずれも記号的に使用されたとみられている。5世紀にはいると中葉の千葉県市原市稻荷台1号古墳出土鉄劍銘、後半の埼玉県行田市稻荷山古墳出土鉄劍銘などがあり、漢字の文章が記され、漢字に依拠した日本語表記の萌芽がみられるとしている。（文献4）

II 弥生時代から古墳時代の文字資料

1 木島平村根塚遺跡出土「大」字様刻文のある土器片

長野県北部の下高井郡木島平村に所在する根塚遺跡は、平成7年度から11年度にかけて5次にわたる発掘調査が実施され、縄文時代から中世にかかる多くの遺構と遺物が検出された。遺跡は平坦な水田面のほぼ中央部に位置する東西105m、南北58m、水田面からの高さ約10mの根塚丘陵と呼ばれる小丘上にあるが、とくに弥生後期にはこの丘陵全域が墓域としての性格を帯びていることが確認された。

発見された遺構は、「根塚弥生墳丘墓」と名付けられた弥生後期の円形墳丘墓があるが、この墳丘墓の墳頂部に埋葬された木棺内から船載鉄剣一振りと多量のガラス小玉・管玉類が検出された。また、この木棺を開むように弥生後期の土器類が出土している。さらに別地区からも2本の鉄剣が発見されたが、とくに3箇所に渦巻文を有する「渦巻文装饰付鉄剣」が注目される。この渦巻文装饰の文様構成や鉄素材の成分分析などから、発見された3本の鉄剣はいずれも朝鮮半島製であることが確認された。(文献5)

このような弥生期の遺構・遺物のほかに、弥生後期の土器に「大」という文字様の刻文が施された土器片3点が、円形墳丘墓内あるいは墳丘に貼石を施したその下部あたりから発見され、その特異な筆順から、これらも朝鮮半島に関係ある資料であろうという想定がなされている。

その一つは、焼成前に器内面の底部に近い部分にヘラ状工具で鋸利に線刻したもので、おぼろげながら「大」と判読できる土器である。その二は、焼成後に器外面上にヘラで線刻したもので、やはり「大」の文字とみられ、第三画目の筆順が右から左となっていることが注意される。このことは平成10年度の第3次調査で確認された「大」字様刻文土器も同様な筆順であることが分かった。この刻書土器は、弥生後期の壺形土器あるいは無頸壺の肩部の部分に、やはり「大」の文字が焼成後線刻で描かれて、その筆順が朝鮮半島南部の御耶地域の5～6世紀の刻書土器に類似性があるということで、検出された鉄剣とともに朝鮮半島との関連性が指摘されている。



「大」字様刻文のある土器片（刻文は3世紀後半に推定されている）



根塚遺跡全景（第5次調査）



根塚遺跡円形墳丘墓（第5次調査）
(木島平村教育委員会写真提供)



根塚遺跡円形周溝墓（中央部は木棺墓）



根塚遺跡出土の弥生時代後期の箱清水式土器

2 三重県松阪市片部遺跡出土の墨書き土器

平成7年12月、三重県松阪市（旧嬉野町）の片部遺跡から出土した小型丸底土器の口縁上端部に、4世紀初頭とされる「田」の墨書きが発見され、広く注目された。当時は日本最古の文字として、報道機関を通じて全国に報道された。この墨書き土器は大規模な溝内部の堰のそばから短期間に埋まった土器約20点と共に出土し、1点だけ墨書きが認められた。「田」は筆墨で書かれ、筆順からも国内で作られた土器に国内で書かれたものと考えられている。（文献3）

平成9年には片部貝蔵遺跡から「い」の字状墨書き土器や朱線を記した土器片、人面（鬼面）を墨描した壺形土器が発見され、3世紀初頭に位置付けられた。平成11年には、同じ片部貝蔵遺跡から2世紀終末に位置付けられる弥生土器の壺の胴上部に、「田」の文字が墨書きされた土器が発見され、現在最古の墨書き土器の一つとされている。

さらにこの片部貝蔵遺跡と津市をへだてた北側にある安濃町大城遺跡の弥生時代の住居跡柱穴から、2世紀前半の高坏脚部の破片で、「奉」の文字が刻書された土器が出土した。この住居跡の上部には古墳が築造されており、2世紀前半の刻書土器と位置付けられている。このあたりは伊勢津（いせのつ）の前身である安濃津（あのうのつ）と呼ばれる特に大きな港が古代にはあり、大阪の難波津（なにわのつ）、福井の敦賀津（つるがのつ）、福岡の纏津（なのつ）とともに國家が管理する「大津」とされていた。

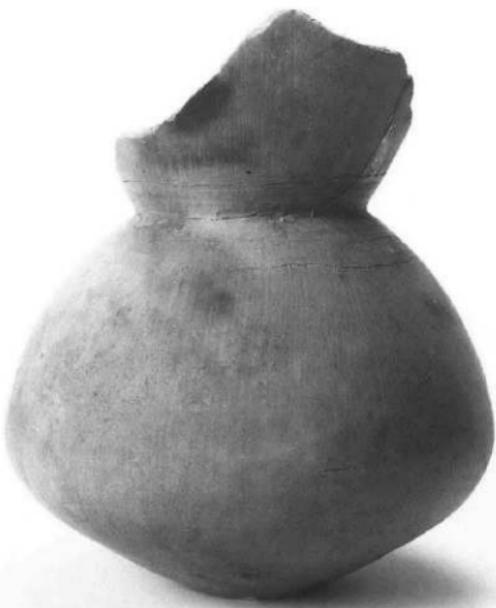
こうした大津には中国大陸や朝鮮半島からの渡来人が訪れ、物資、文化、情報などがいち早くもたらされたとみられている。こうした港を管理する人々も早くから文字を使用した渡来系氏族であったと推測されている。ただし、これらの弥生時代から古墳時代の遺跡より出土した刻書土器や墨書き土器の漢字は一字のみであり、いずれも記号のようにして用いられたと考えられている。



片部遺跡出土墨書き土器「田」(4C 初頭・松阪市教育委員会写真提供)



前頁の墨書土器「田」の拡大写真



片貝貝藏遺跡出土墨書土器「田」
(2C 終末・松阪市教育委員会写真提供)

III 古代の役所や国分寺で使用された文字資料

古代の役所跡とみられる千曲市屋代遺跡群（埴科郡衙跡や初期の信濃國府跡の推定地）出土木簡や飯田市恒川遺跡群（伊那郡衙跡の推定地）出土の「厨」や「美濃」の文字資料、また古代の信濃の国分寺跡である信濃國分寺跡出土文字瓦や刻書土器などについて、次に紹介してみたい。

1 千曲市屋代遺跡群出土木簡

千曲市屋代の屋代遺跡群は、千曲川中流域の右岸の自然堤防上に位置している。平成6年、上信越自動車道の建設事業に伴う屋代遺跡群⑥区の調査が長野県埋蔵文化財センターによって実施され、126点を数える木簡や多数の木製祭祀具が出土し、7世紀後半から8世紀前半の官署的な配置をもつ建物群が検出された。こうした調査成果から遺跡群周辺に、埴科郡衙跡や初期の信濃國府跡が推定されている。出土した多数の木簡の中には信濃國司が更科郡等にあてて発給した「国符木簡」が含まれていた。この国符木簡は信濃國司の命令が更科郡に出され、そこから水内郡—高井郡—埴科郡へと順次送られて、最終的に埴科郡の屋代遺跡群で廃棄されたと考えられている。この最終の廃棄地は埴科郡衙か、発給元の信濃國府と推測されている。（文献6・7）

また埴科郡司が屋代郷長・里正に対して、郡衙で行う神事のために「敷席」（しきむしろ）や人夫などの調達を命じた「郡符木簡」があり、郡郷里制下の西暦715年から740年の間に出土された木簡と考えられている。さらに松本地方を示す「東間郡」（つかまぐん・筑摩郡）と記された木簡も見つかり、郡衙間の交流や郡の上に立つ国府的機能の存在が推測されている。7世紀末から8世紀初頭までの初期国府については、国司は独立した庁舎を持たず拠点的な郡衙に駐在したり、諸郡衙を巡回して任務を行っていたとも考えられている。（文献8）屋代遺跡群の初期国府については、今後の調査・研究の重要な課題とされている。



126点にのぼる木簡が出土した屋代遺跡群の調査（長野県立歴史館写真提供）

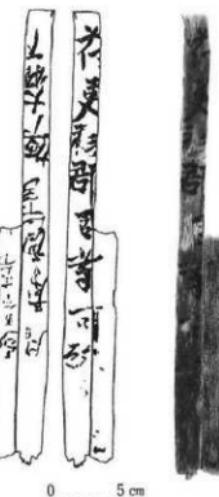


□ 物令火急石
 □ 出
 □ 番兵行
 少
 敷席二枚
 鮎□升
 芹□
 □ 里代郷長里正等
 □ 佐々木代布五段勘定
 □ 人馬士一正
 □ 佐々木草人夫又殿章人十人

郡符木簡（屋代木簡 114号）

埼科郡司が屋代郷長・里正等に対して、郡衙で行う神事のために敷席（しきむしろ）、鮎（ます）、芹（せり）などや人夫の調達を命じた命令書。郡郷里制下（715年～740年）の木簡とみられている。

（長野県立歴史館所蔵）



「符
 更科郡司等
 可□
 (回)
 「呂多○大○
 鮎白○人○
 蔊白○人○
 」
 「
 」

国符木簡（屋代木簡 15号）

信濃国司が更科郡司等に対して発給した命令書。命令の内容は欠損していて不明であるが、国司の命令である国符に木簡を使用した例としては全国初の出土。出土層位から8世紀前葉の資料とされている。

（長野県立歴史館所蔵）

2 飯田市恒川遺跡群出土文字資料

飯田市の恒川（ごんが）遺跡群は飯田市座光寺に所在し、田中倉垣外・恒川 A・恒川 B・阿弥陀垣外・新屋敷・薬師垣外の各遺跡で構成されている。昭和 52 年には国道 153 号座光寺バイパス建設工事に伴なって発掘調査が実施され、田中倉垣外地籍から大型の掘立柱建物跡 3 棟がほぼ南北方向に主軸をそろえて発見された。この地域は以前から伊那郡衙跡の推定地とされており、特に注目された。これ以降、大型の掘立柱建物跡は各所から出土しており、官衙的な建物跡とみられている。これらの建物跡は総柱の建物が少なく、側柱の建物が多いことが特徴的である。

恒川遺跡群からは 40 点を超える須恵器の円面鏡（えんめんけい）が発見され、郡の役所で使用された可能性が考えられている。また皇朝十二銭の一つである「和同開珎」（わどうかいちん）の銀銭が出土して注目された。この「和同開珎」銀銭は発行の翌年の 709 年には銀錢禁止令が出された数少ない貴重な資料であり、郡司などの役人の所有物と推測されている。

墨書き土器では 9 世紀後葉の灰釉陶器坏の高台部に、墨書の「厨」（くりや）が記された資料が薬師垣外遺跡の構跡から出土しており、郡衙の食物を調理する厨房（ちゅうぼう）を示す墨書きとみられている。また 8 世紀前半に美濃国で焼成された刻印須恵器の「美濃」が出土した。これは美濃国の官窯である岐阜市の老洞古窯跡群（おいぼらこようせきぐん）で焼成された須恵器を示す刻印の「美濃」が押されており、役人などが持ち込んだものとみられている。さらに役人が朱書きに使用した朱墨を溶いたパレットとみられる、朱墨の付着した灰釉陶器の底の高台部が出土した。このように伊那郡衙跡とされる恒川遺跡群からは、墨書き土器や刻印須恵器、大量の硯などが出土し、古代の役所と文字との関係を示す貴重な資料が発見されている。（文献 9・10）



恒川遺跡群出土の大型の掘立柱建物跡



墨書き土器「厨」(くりや)
郡衙の食物を調理する台所を
示した墨書きとみられる。



朱墨パレット
朱書きに用いた朱墨をといた
パレット。灰釉陶器の底の高
台部を転用している。
朱書きは税金を納入する際に、
数量と帳簿を照合するために
用いられたと推測される。



刻印須恵器「美濃」
美濃国の官窯の岐阜市老洞古窯跡
群で焼成された須恵器を表す。



円面鏡 (古代の役所・寺院などで使用された)

3 上田市信濃国分寺跡出土文字瓦と刻書土器

信濃国分寺跡は上田市国分字仁王堂、字明神前を中心所在している。昭和 38 年から 46 年まで 8 次に渡る発掘調査が行われ、僧寺跡、尼寺跡のほぼ全容が解明されている。この信濃国分寺跡では、焼成前にヘラで文字が平瓦に刻書された「文字瓦」が出土し、注目された。8 世紀後半の尼寺金堂跡からは文字瓦「伊」が出土し、平安時代初期の国分寺 1 号瓦窯跡からは文字瓦「更」が出土している。(文献 11) それぞれ「伊那」、「更級」の郡名を示し、武藏國分寺跡出土郡名文字瓦などの事例から各郡が税制の負担体系に基づき、瓦を生産する瓦屋(がおく)に直接発注して経費負担をしたことを示すものとみられている。(文献 12) また国司からの命令などで郡が仏教的作善行為である知識として瓦を寄進したことを示すものともみられている。(文献 13)

平成 12 年、14 年に実施された信濃国分寺跡僧寺北東域の調査では、「佐久」、「大」、「井」と刻書された須恵器が出土した。(文献 14) このうち「佐久」は佐久郡を示すとみられ、8 世紀後半から 9 世紀前葉にかけての須恵器に刻書されていた。また 11 世紀の土師器の羽釜(はがま)上部に「上」の刻書がある資料が出土した。さらに平成 18 年に実施された僧寺西門跡付近の調査で出土した 8 世紀後半の平瓦(縦 11.0cm、横 11.3cm で、凸面は斜状平行叩き目、凹面は布目痕が残存)の凹面に、「七九六十三」と九九算とみられる刻書があることが平成 19 年に確認された。九九は中国から奈良時代以前にわが国に入ってきたとみられ、万葉集にも「十六」と記して「しし」と読ませる箇所がある。この文字は比較的熟達したもので筆順も現在と同じであり、文字の意味を理解して九九算を焼成前に刻書した可能性が考えられる。こうした九九算を記した資料としては、平城宮跡・平城京跡や藤原宮跡出土の木簡がある。また千曲市屋代遺跡群出土木簡にも 3 点九九算を記した木簡が出土し、いずれも習書したものとみられている。



信濃国分寺金堂跡北側雨落溝遺構の調査状況



文字瓦「伊」



文字瓦「伊」



文字瓦「更」



刻書土器「佐久」



「佐久」実測図



九九算の文字瓦「七九六十三」



僧寺跡出土円面鏡

IV 県内出土の墨書土器・刻書土器・古代印

1 南信地方の遺跡出土の文字資料

(1)飯田市恒川遺跡群

恒川遺跡群では、前述した「厨」の墨書土器の他に、多数の墨書土器が出土している。恒川遺跡群新屋敷遺跡の溝からは「信」の墨書土器が出土し、比較的古い8世紀前半の墨書土器とされている。また新屋敷遺跡の須恵器に刻書された「上」も8世紀代、その他の墨書土器はほとんどが9世紀代とみられている。(文献10)



「墓」



「信」



「火」



「井」



「六?十」



「戻?」

飯田市恒川遺跡群出土墨書土器



「官？」



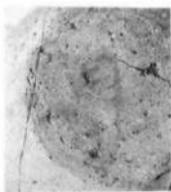
「未か本？」



「大田？」



刻書須恵器「上」



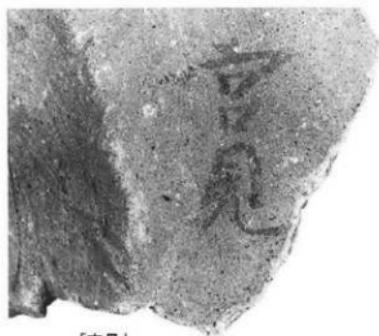
「国か同？」
(この墨書き土器のみ堂垣外遺跡出土)

飯田市恒川遺跡群出土墨書き・刻書き土器

(2)箕輪町中道遺跡

箕輪町の中道遺跡は、中箕輪大出の天竜川西方の扇状地に所在し、南側には深沢川が東流している。中央自動車道建設工事に先立つ昭和48年の発掘調査により、奈良・平安時代の堅穴住居跡69棟、掘立柱建物跡31棟、土坑18基などが発見された。出土遺物は多量の土師器・須恵器や奈良三彩小壺、灰釉陶器、刀子、鎌、馬具などが出土した。こうした多数の遺構・遺物から、「倭名類聚鈔」(わみようるいじゅしょう)に記された郷や東山道の駅家(うまや)、古代の牧などとの関係が推測されている。(文献15)

中道遺跡から出土した文字資料は、墨書き土器が「宮見」、「三合」、「□五」、「石」、「見」、「玉」などで、深沢川をはさんだ対岸の堂地遺跡からも「豊足」の墨書き土器が発見された。このうち「三合」は須恵器の坏に墨書きされ、量をはかる升として用いられた可能性が考えられている。(文献16) また堂地遺跡の「豊足」は、土器を所有する者の名前を記したものとみられている。



「宮見」



「三合」



「□五」



「石」

箕輪町中道遺跡出土墨書き土器



「見」



「玉」

中道遺跡出土墨書土器



「豊足」
(箕輪町堂地遺跡出土)

(3)諏訪市十二ノ后遺跡

諏訪市の十二ノ后（じゅうにのき）遺跡は、農田有賀の中沢川西側の扇状地に所在している。中央自動車道建設工事に先立つ昭和49年、50年の発掘調査により、縄文時代から平安時代までの遺構が検出された。特に奈良時代の竪穴住居跡11棟、平安時代の竪穴住居跡48棟などが発見された。出土遺物は土師器・須恵器・灰釉陶器・鉄鎌・刀子・鎌・馬具などの大量の遺物が出土した。この遺跡のある有賀岬付近は、千鹿頭社（ちかとうしゃ）遺跡、金鉢場（かないば）遺跡、女帝垣外（じょていがいと）遺跡などの古代の遺跡が続き、古代から交通の要所として繁栄していたと考えられている。（文献17）

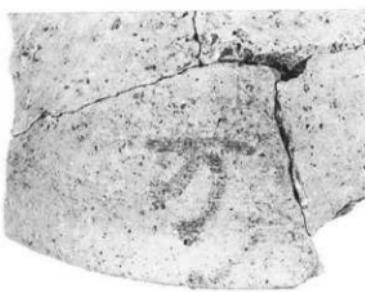
十二ノ后遺跡から出土した文字資料は、墨書土器が「中」、「万」、「施」、「仅」、「神」、「鷦」、「本」、「長」、「山」、「居？」などで、20点の墨書土器が発見された。諏訪地方ではこの十二ノ后遺跡の文字資料の数が、一遺跡からの出土数としては最多である。墨書土器の時期は9世紀中葉から11世紀までで、10世紀代が12点と最も多いとみられている。この遺跡の古代における存続期間は7世紀後半から12世紀までで、古代の諏訪地方の重要な大集落であったと推測されている。



「中」



「施」



「万」



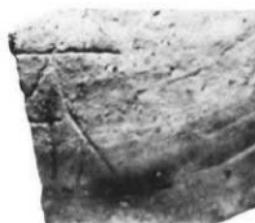
「仪」



「唯」



「神」



「本」

諏訪市十二ノ后遺跡出土墨書・刻書土器

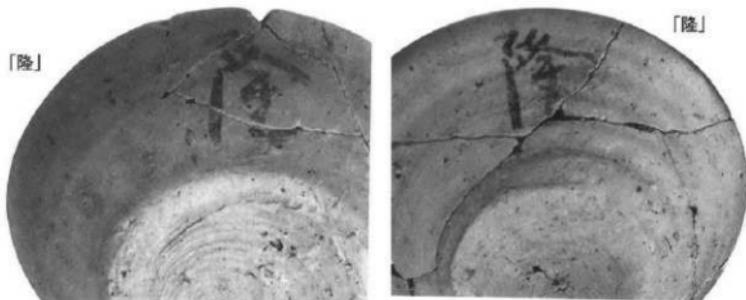
2 中信地方の遺跡出土の文字資料

(1) 塩尻市平出遺跡・和手遺跡

塩尻市宗賀の平出遺跡は、奈良井川の扇状地上に所在している。昭和25年、26年にかけて4次にわたる発掘調査が行われ、縄文時代の竪穴住居跡群や、古墳から平安時代にかけての竪穴住居跡が49棟発見された。昭和27年には約15haが国史跡に指定され、学史上重要な遺跡である。(文献18)その後も継続的に調査が実施され、史跡整備が進められている。平安時代前期の墨書き土器は「冬」、「峯」などが出土している。また広丘高出の和手遺跡は平安時代の住居跡が130棟出土した拠点集落であり、墨書き土器の「隆」「利?」「几?」などが出土している。さらに桟敷(さじき)の五日市場遺跡からは「井」の墨書き土器が多数出土して注目された。この他に田川端遺跡から「仁」、二本木遺跡から「門?」、粗原(まないたばら)遺跡から「目」、丘中学校遺跡から「□色寺」の墨書き土器などが出土している。



塩尻市平出遺跡出土墨書き土器



塩尻市和手遺跡出土墨書き土器



「利？」



「祥？」



「几？」(和手遺跡出土)



「井？」(五日市場遺跡出土)



「仁」(田川端遺跡出土)



「口？」(二本木遺跡出土)



「目」(俎原遺跡出土)



「口色寺」(丘中学校遺跡出土)

(2) 塩尻市吉田川西遺跡

塩尻市広丘吉田の吉田川西遺跡は、田川の中流域に所在している。昭和59年、60年にかけて長野自動車道建設に先立って発掘調査が行われ、奈良・平安時代の竪穴住居跡が266棟、掘立柱建物跡が8棟発見され、官道の東山道に面した大集落とみられている。遺物は土師器・須恵器・灰陶器・綠釉陶器・八稜鏡（はちりょうきょう）・青磁・白磁など貴重な資料が多数出土した。（文献19）この遺跡から出土した墨書き土器は253点にのぼり、8世紀末に現れ9世紀後半に最も量が増え、10世紀以降急速に減少している。8世紀末から9世紀初頭の「西寺」、9世紀中頃の「財富加」、「吉」、「蘿」、9世紀後半の「榛原」などが出土している。このうち「西寺」は集落内の寺の存在を推測させる墨書き土器である。また「財富加」は「財」と「富」を「加える」ことを願った祝儀（まじないの儀式）に使われた墨書き土器とみられている。「榛原」は「はいばら」と読むことが可能で、隣接する松本市中山付近に置かれていた「埴原牧」（はいばらのまき）との関連性が注目されている。



「西寺」



「財富加」



「榛原」



「吉」



「蘿」

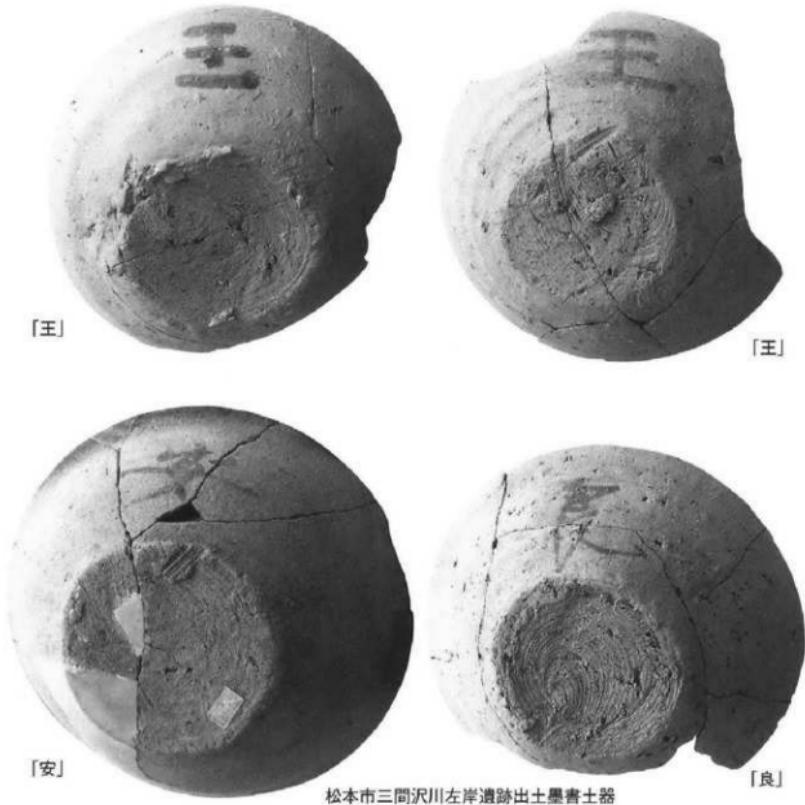
塩尻市吉田川西遺跡出土墨書き土器

(3) 松本市三間沢川左岸遺跡・平田本郷遺跡

松本市和田西原の三間沢川（みまざわがわ）左岸遺跡は、工業団地の建設に先立ち昭和62年、63年に発掘調査が実施された。その結果、9世紀の中葉から10世紀までの約150年間にわたって、堅穴住居跡が約270棟、掘立柱建物跡が10棟ほど建てられていた大集落であることが解明された。最盛期の9世紀末から10世紀前半には、50棟ほどの住居で構成されていたとみられている。

出土遺物は須恵器・土師器・縁釉陶器・灰釉陶器・八棱鏡・銅印「長良私印」や、墨書き土器「王」、「安」、「良」、「月」、「祢」などの重要な資料が多数発見され、「大野荘」に属していた初期荘園の可能性が推測されている。なお「王」の墨書き土器は30棟の住居跡から多数出土した。（文献20）

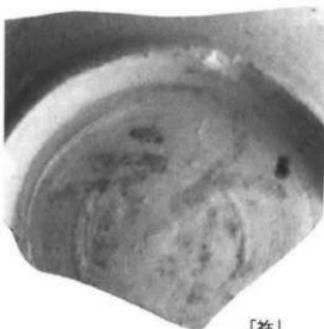
松本市芳川の平田本郷遺跡は奈良井川と田川の扇状地に位置している。平成4年度の調査で堅穴住居跡が94棟、掘立柱建物跡が6棟出土し、墨書き土器「几」、「大」、「東寺」、「東」などが発見された。墨書き土器は総計118点で、「几」が10棟から出土して57点と多数を占めていた。（文献21）



松本市三間沢川左岸遺跡出土墨書き土器



「月」



「祢」

三間沢川左岸遺跡出土墨書土器



銅印「長良私印」
(三間沢川左岸遺跡出土)



「東寺」



「東」

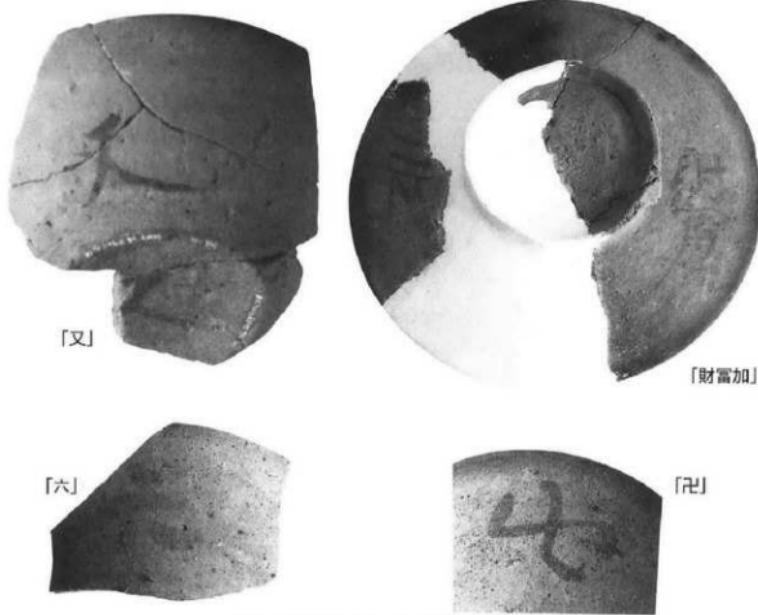
松本市平田本郷遺跡出土墨書土器



平田本郷遺跡出土墨書き土器

(4) 松本市小原遺跡・小池遺跡

松本市芳川の小原遺跡は平成4年に調査され、奈良・平安時代の住居跡が62棟出土した。墨書き土器は39点で9世紀代のものがほとんどで「又」、「財富加」、「正」、「木」などが発見された。寺の小池遺跡は平成2年に調査され、墨書きの「宗」、「大」、「生」などが発見された。(文献22・23)



松本市小原遺跡出土墨書き土器



小原遺跡出土墨書土器「木」



「宗」



「大」



「生」



「上」

松本市小池遺跡出土墨書土器

(5) 松本市下神遺跡・三の宮遺跡

松本市神林の下神（しもかん）遺跡は奈良井川と鎮川の合流する南側に位置し、8世紀初めから9世紀後半まで繁栄した集落跡が確認され、200棟以上の建物跡が出土した。昭和58年から松本市教育委員会が、昭和60年から長野県埋蔵文化財センターが高速道路建設に先立ち調査を実施した。この遺跡では最盛期である9世紀初めに、二重の堀に囲まれた一辺10mを超す大型の竪穴住居跡が建てられていた。出土遺物は奈良三彩、墨書き土器、漆紙文書、硯、鉄製農具などで、特に墨書き土器は9世紀代がほとんどで、490点出土した。このうち「重」が234点で全体の47.8%を占め、続いて「面」が10.8%、「人」が4.9%を占めていた。「重」、「面」は中国唐の則天武后が創始した則天文字の可能性が指摘された。（文献24）この他に墨書き土器「草茂」、「南殿」、「小長」、「西戸舎」などが出土した。「草茂」は元大納言の藤原冬緒が仁和3年（887）に、^{かみ}多武峰妙楽寺に寄進した記録のある莊園「草茂庄」とみられている。「多武峯略記」には「信濃国筑摩郡蘇我郷草茂庄一處」と記されている。「南殿」は中心的な建物をさし、「西戸舎」は西戸の家の意味か、人名とみられる。島立の三の宮遺跡は奈良井川の西側に位置し、昭和60、61年に北栗遺跡・南栗遺跡とともに調査され、奈良・平安時代から中世にかけて1,500棟を超える建物跡が発見された。この三の宮遺跡からは硯や、9世紀代の墨書き土器「倉」、「里」、「庄」、「寺」、「八十」、「田人」などが出土している。（文献25）



則天文字「重」



則天文字「重」



則天文字か
「而」

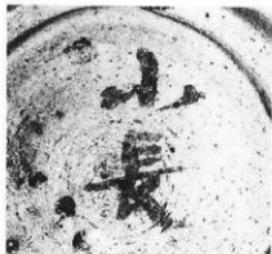
松本市下神遺跡出土墨書き土器



「草茂」



「南殿」



「小長」



「西戸舎」



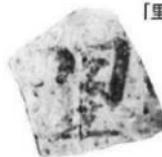
円面硯

松本市下神遺跡出土墨書土器・円面硯

「倉」



「里」

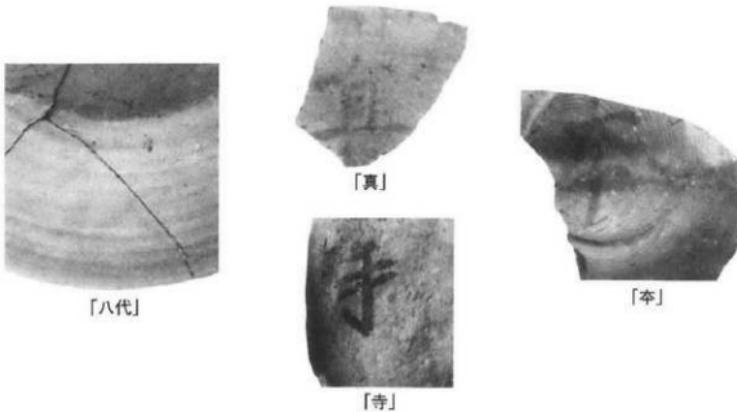


松本市三の宮遺跡出土墨書土器

3 北信地方の遺跡出土の文字資料

(1)千曲市屋代遺跡群

前述した平成6年、長野県埋蔵文化財センターが調査を実施した千曲市屋代遺跡群からは、円面鏡や9世紀代の墨書き土器「八代」、「真」、「寺」、「本」などが出土した。「八代」は屋代を示し、「寺」は付近に寺院があったことを推測させる資料である。(文献7)



千曲市屋代遺跡群出土墨書き土器

(2)千曲市社宮司遺跡

千曲市八幡の社宮司（しゃぐうじ）遺跡は、千曲川左岸の発達した佐野川扇状地上に位置している。この遺跡の西側約500mの場所には古代の更級郡衙の推定地とされる「郡」（こおり）地区がある。昭和50年には千曲市教育委員会、平成13年、14年には長野県埋蔵文化財センターによる発掘調査が実施され、大溝により遺跡が方形に仕切られ、合計16棟の竪穴式建物跡、61棟の掘立柱建物跡が発見された。遺跡の存続時期は7世紀後半から11世紀前半までで、土師器・須恵器・綠釉陶器・灰釉陶器・帶金具・木製品などが出土した。また木棺墓からは弓形と刀形の木製形代（かたしろ）が出土し、大溝からは国内で初めての木製の墓標または供養塔とみられる11世紀から12世紀の六角木幢（もくどう）が発見されて注目された。(文献26)

この遺跡からは墨書き土器が234点、刻書き土器が80点出土し、漆紙文書や木簡も出土した。このうち大部分の墨書き土器・刻書き土器は大溝2本から出土し、8世紀後半から9世紀代のものがほとんどである。墨書き土器の文字別の時期は、8世紀後半から9世紀前半までの「北」や「む」、9世紀代の「守部」、「坂主」、「天」、「八千」、9世紀終末の「風」などがある。特に出土数が多い墨書き土器は「八千」39点、「天」13点、「む」9点、「風」8点で、刻書き土器は「八千」28点である。9世紀代の「八千」は合わせて67点にのぼり、この遺跡に特徴的な文字資料である。



多数出土した墨書き土器



「北」



「坂主」



社宮司遺跡調査状況（長野県埋蔵文化財センター写真提供）

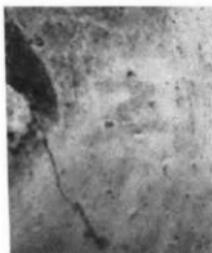
(3)長野市南宮遺跡

長野市篠ノ井東福寺、川中島町御厨（みくりや）の南宮（なんぐう）遺跡は、犀川の堆積で発達した川中島扇状地上に位置している。長野冬季オリンピックの開閉会式場建設に先立ち平成5年から8年にかけて長野市教育委員会による発掘調査が実施され、平安時代の10世紀から11世紀代の住居跡1,049棟が出土し、大規模な集落跡が発見された。主な出土遺物は、土師器・須恵器・縁軸陶器・灰釉陶器・八稜鏡・陶印「宗清」などが出土した。出土した墨書土器は「吉」、「子」、「回」、「内」、「西」、「九」「商？」、「大」、「上」など、朱墨書は「田家？」、刻書土器は則天文字とみられる「本」や羽釜に刻まれた「上」などが出土した。また朱墨を溶いた灰釉陶器を転用した硯や、須恵器の大甕（おおがめ）を墨を磨る硯に転用した資料が発見されている。（文献27）

また長野市内からは篠ノ井遺跡群で銅印「大伴？□□」（「大伴私印」と推定）や水滴の機能を有した円面硯などが出土した。塙崎遺跡群では役所や官職との関連性がうかがわれる「専司」の刻書土器、岸田東沖遺跡では中世の市村庄に関係した地名の市村とみられる「市寸」の墨書土器が出土している。また県町遺跡からは見事な蹄脚硯が出土し、付近に古代の役所の存在が推測されている。



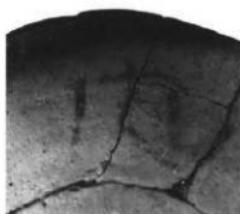
「吉」



「子」

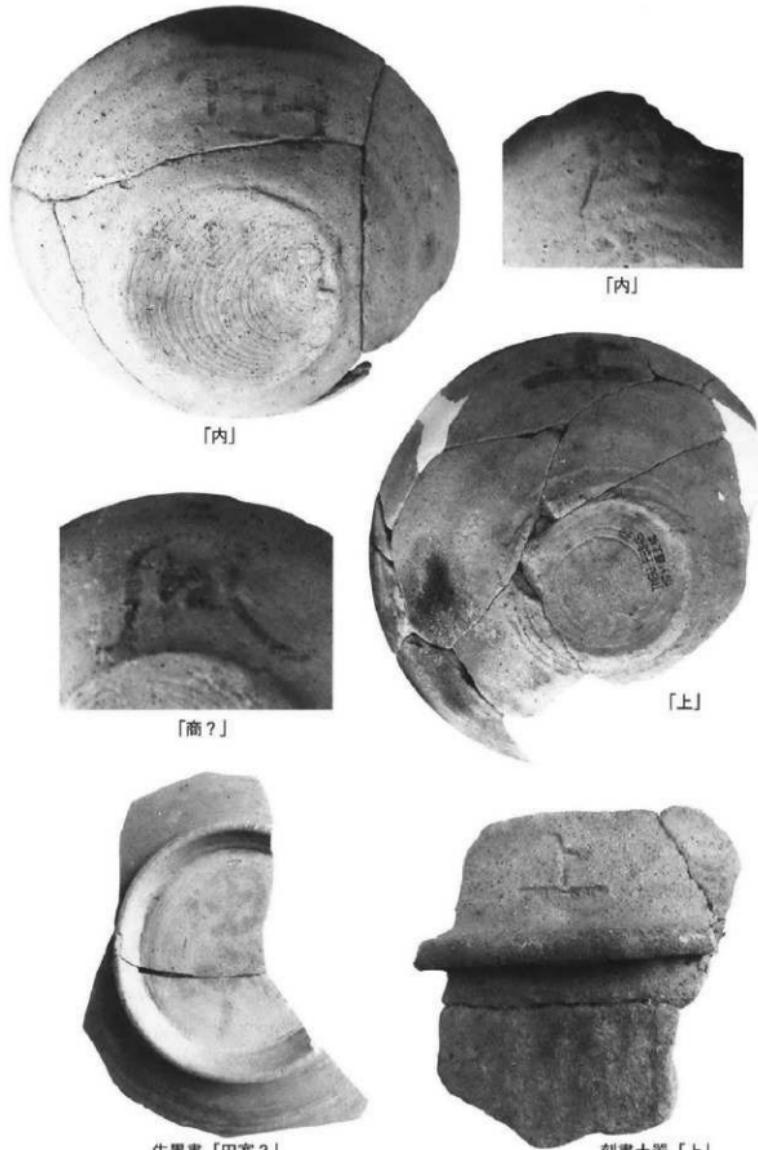


「回」



「内」

長野市南宮遺跡出土墨書土器



長野市南宮遺跡出土墨書土器・刻書土器



刻書土器「本」(則天文字か)
(長野市南宮遺跡出土)

朱墨転用硯
(長野市南宮遺跡出土)



須恵器大甕転用硯
(長野市南宮遺跡出土)



「市村」
(長野市芹田東沖遺跡出土)



陶印「宗清」
(長野市南宮遺跡出土)



銅印「王強私印」
(長野市篠ノ井遺跡群出土)



蹄脚硯
(長野市県町遺跡出土)

長野市南宮遺跡・篠ノ井遺跡群・県町遺跡出土遺物

4 東信地方の遺跡出土の文字資料

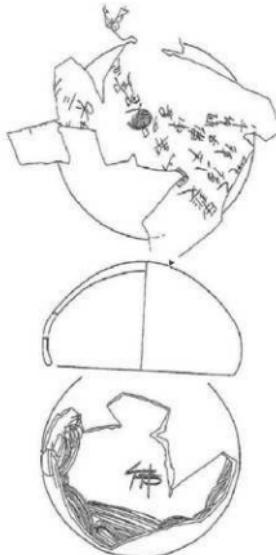
(1)佐久市聖原遺跡

佐久市長土呂の聖原（ひじりはら）遺跡は浅間山南麓の台地上に所在し、長土呂遺跡群を構成している。平成元年から7年にかけて、開発事業に先立ち佐久市教育委員会による発掘調査が実施された。その結果、古墳時代後期から奈良・平安時代の堅穴住居跡が818棟、掘立柱建物跡が869棟発見された。出土した遺物は、土師器・須恵器・縁軸陶器・灰釉陶器・白磁・瓦塔片・円面鏡・銅鏡・腰帶金具・八稜鏡・石製の「伯万私印」・皇朝十二銭・墨書き器などが出土地した。（文献28）こうした遺物は古代の寺院や官衙に関係した資料で、この遺跡の北方にある芝宮遺跡群とともに付近には佐久郡衙跡が推定されている。

出土した墨書き器は「大方寺」などや、刻書き器「中伯」「於寺」「佐」などが出土した。「佐」は続く右側部分が欠損しているが、「佐久郡」を示す可能性が推測される。また9世紀前半の住居跡から出土した仏鉢形（ぶっぽうがた）をした甲斐型土器には、内面の底部中央に「佛」、外面上に「甲斐国山梨郡大野郷戸□」「乙作八千」「此後□佛□為」「八千体□」などの文字がハラミガキか、暗文の手法により書かれていた。この仏鉢形土器は甲斐国で製作され信濃へ搬入されたものであり、当時の佐久郡と山梨郡との間に仏教に関係した交流があったことを示す重要な資料とされている。



仏鉢形土器「佛」



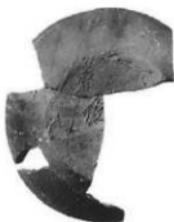
仏鉢形土器「佛」実測図



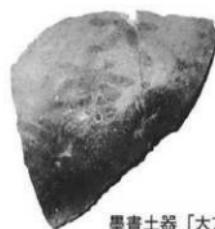
刻書須恵器「中伯」



刻書土器「於寺」



刻書須恵器「佐」



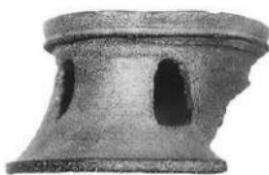
墨書土器「大方寺」



(上面)



(側面)



(側面)

円面鏡



石製印「伯万私印」

佐久市聖原遺跡出土文字関係資料（佐久市教育委員会写真提供）

[2]上田市明神前遺跡

上田市明神前（みょうじんまえ）遺跡は信濃国分寺尼寺跡に隣接し、奈良・平安時代の遺物が多数分布している。昭和46年、51年、63年、平成12年に、国史跡の現状変更申請に伴ない上田市教育委員会による発掘調査が実施されている。昭和46年には信越線複線化工事に先立ち調査が実施され、堅穴建物跡9棟、カマド跡7基などが発見された。出土した遺物は土師器・須恵器・灰釉陶器・瓦類・墨書き土器などで、墨書き土器は「舟」、「賓」（たから）、「仲」、「人」、「子」、「八」、「中」、「宍？」、「北」、「閑？」などの9世紀後半から10世紀初頭の資料が出土した。この遺跡からはタカラ跡やワゴの羽口、鉄製農具も出土し、鍛冶工房跡の存在が推測される。（文献11）



「舟」



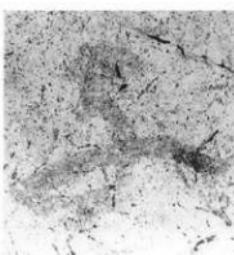
「賓」



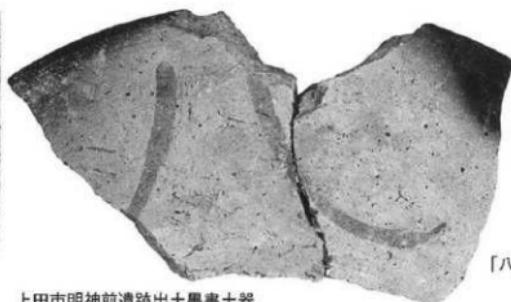
「仲」



「人」



「子」



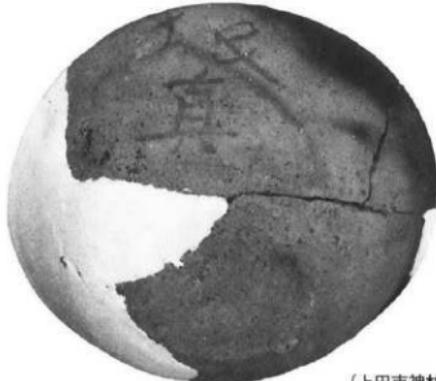
「八」

上田市明神前遺跡出土墨書き土器

(3)上田地方の遺跡出土の文字資料

上田地方の遺跡からはさまざまな種類の墨書き土器が出土しているが、主な墨書き土器について次に紹介してみたい。上田市殿城の神林遺跡からは、平成2年、3年の調査によって墨書き土器「土民真」や「財□」が出土した。(文献29) また上田原遺跡からは、平成5年の調査によって平安時代の堅穴住居跡から「伯」、「仁」の2点の墨書き土器が出土した。この上田原遺跡からは鉄製鎌・紡錘車(ぼうすいしゃ)・鉄釘・鉄鉢(てつばく)などの鉄製品が出土している。(文献30)

上田市真田町長(おさ)の四日市遺跡は、神川右岸の段丘上に約3万m²の範囲で所在している。平成元年から7年にかけて調査が行われ、平安時代の堅穴住居跡46棟や小鍛冶遺構^{こあじ}が出土して注目された。(文献31) 堅穴住居跡はほとんどが10世紀代に位置付けられ、墨書き土器の「義」、「万」、「木」、「伴」、「田上」や刻書き土器の「工」が出土した。「万」は吉祥句で、「田上」は人名の可能性が推測されている。この遺跡からは美しい綠釉陶器やフイゴの羽口・鉄製鎌頭・鉄製鎌・鉄鎌が出土しており、大規模な豊かな集落であったと考えられる。また昔平高原の山本畠遺跡では、昭和51年の調査で灰釉陶器の耳皿の底部に「工」の墨書きがある資料が出土した。



〔土民真〕



〔財□〕

(上田市神林遺跡出土)



(上田市上田原遺跡出土)

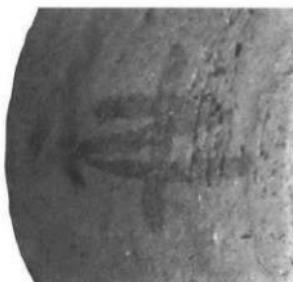




「義」



「万」



「伴」



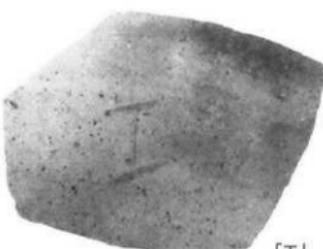
「木」



「田上」

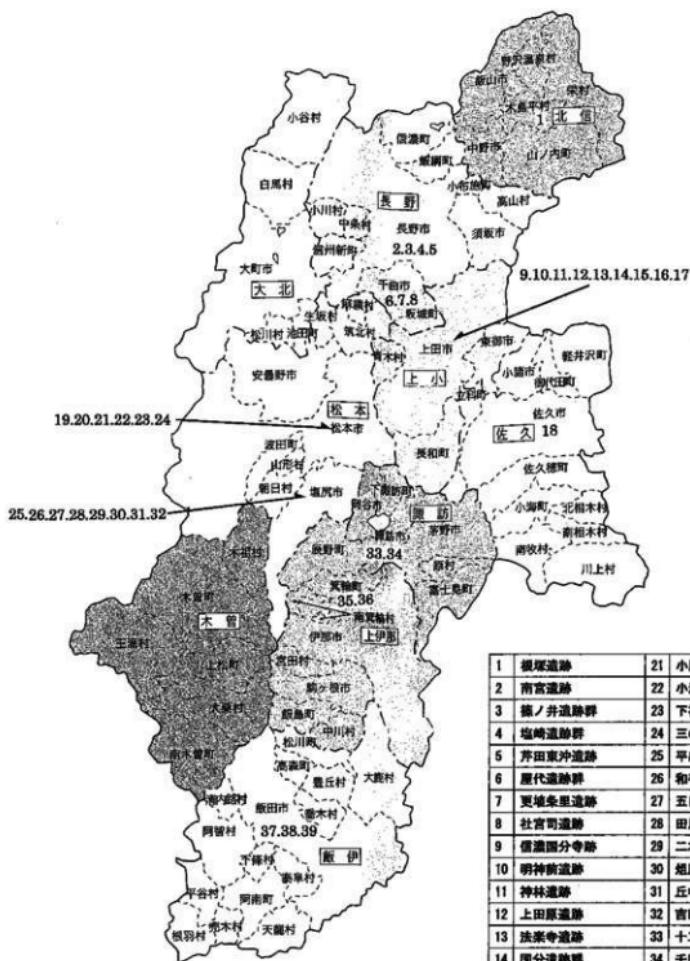


墨書土器「工」
(この資料のみ山本畠遺跡出土)



「工」

上田市四日市遺跡・山本畠遺跡出土墨書土器・刻書土器



特別展「古代信濃の文字」関係遺跡位置図

1	根塚遺跡	21	小原遺跡
2	南宮遺跡	22	小池遺跡
3	猿ノ井遺跡群	23	下神遺跡
4	塩崎遺跡群	24	三の宮遺跡
5	芹田東沖遺跡	25	平出遺跡
6	履代遺跡群	26	和手遺跡
7	更埴朱墨遺跡	27	五日市場遺跡
8	社宮司遺跡	28	田川蛭遺跡
9	信濃国分寺跡	29	二本木遺跡
10	明神前遺跡	30	畠原遺跡
11	神林遺跡	31	丘中学校遺跡
12	上田原遺跡	32	吉田川西遺跡
13	法楽寺遺跡	33	十二ノ后遺跡
14	国分遺跡群	34	千鹿原社遺跡
15	四日市遺跡	35	中道遺跡
16	山本橋遺跡	36	愛地遺跡
17	小之入廻跡	37	飯川遺跡群
18	豊原遺跡	38	豊原外遺跡
19	三間沢川左岸遺跡	39	矢崎遺跡
20	平田本郷遺跡		

展示資料目録

No.	資料名	点数	出土地	所有者・管理者
1	長野県宝 根塚遺跡出土品 〔「大」字様刻文のある土器片〕	1	木島平村根塚遺跡	木島平村教育委員会
2	墨書き土器（写真資料）	4	三重県松阪市片部遺跡	松阪市教育委員会
3	文字瓦「伊」・「更」	3	上田市信濃国分寺跡	信濃国分寺資料館
4	タ 「七九六十三」	1	タ	タ
5	円面鏡	2	タ	タ
6	刻書き土器「佐久」	2	タ（僧寺北東域）	タ
7	タ 「井」・「上」	2	タ タ	タ
8	タ 「大」	2	タ タ	タ
9	墨書き土器「厨」	1	飯田市恒川遺跡群	飯田市教育委員会
10	タ 「墓」	1	タ	タ
11	タ 「信」	1	タ	タ
12	タ 「井」	1	タ	タ
13	タ 「人」	1	タ	タ
14	タ 「嵐？」	1	タ	タ
15	タ 「八？十」	1	タ	タ
16	タ 「官？」	1	タ	タ
17	タ 「未か本？」	1	タ	タ
18	タ 「大田？」	1	タ	タ
19	刻書き土器「上」	1	タ	タ
20	刻印「美濃」	1	タ	タ
21	朱墨パレット	1	タ	タ
22	円面鏡	1	タ	タ
23	墨書き土器「国か同？」	1	飯田市堂垣外遺跡	飯田市上郷考古博物館
24	刻書き土器「上」	1	タ	タ
25	墨書き土器「巾」	1	飯田市矢崎遺跡	タ
26	タ 「宮見」	1	箕輪町中道遺跡	長野県教育委員会所有 伊那市教育委員会保管
27	タ 「三合」	1	タ	タ
28	タ 「？五」	1	タ	タ
29	タ 「石」	1	タ	タ
30	タ 「見」	1	タ	タ
31	タ 「宮」	1	タ	タ

No.	資料名	点数	出土地	所有者・管理者
32	墨書き土器「玉」	1	箕輪町中道遺跡	々
33	々 「豊足」	1	箕輪町堂地遺跡	々
34	々 「中」	1	諏訪市十二ノ后遺跡	長野県教育委員会所有 諏訪市博物館保管
35	々 「施」	1	々	々
36	々 「万」	1	々	々
37	々 「仅」	1	々	々
38	々 「長」	1	々	々
39	々 「神」	1	々	々
40	々 「鷦」	1	々	々
41	刻書き土器「本」	1	々	々
42	円面鏡	1	諏訪市千鹿頭社遺跡	々
43	墨書き土器「冬」	1	塩尻市平出遺跡	塩尻市立平出博物館
44	々 「峠」	1	々	々
45	々 「蓮華文様」	1	々	々
46	々 「隆」	2	塩尻市和手遺跡	々
47	々 「利?」	1	々	々
48	々 「祥?」	1	々	々
49	々 「八?」	1	々	々
50	々 「井」	1	塩尻市五日市場遺跡	々
51	々 「×」	1	々	々
52	々 「仁」	1	塩尻市田川端遺跡	々
53	々 「門?」	1	塩尻市二本木遺跡	々
54	々 「目」	1	塩尻市組原遺跡	々
55	々 「□色寺」	1	塩尻市丘中学校遺跡	々
56	々 「西寺」	1	塩尻市吉田川西遺跡	長野県立歴史館
57	々 「財富加」	1	々	々
58	々 「榛原」	1	々	々
59	々 「吉」	1	々	々
60	々 「蘿」	1	々	々
61	々 「王」	2	松本市三間沢川左岸遺跡	松本市立考古博物館
62	々 「安」	1	々	々
63	々 「良」	1	々	々

No.	資料名	点数	出土地	所有者・管理者
64	「月」	1	松本市三間沢川左岸遺跡	松本市立考古博物館
65	「柿」	1	々	々
66	銅印「長良私印」	1	々	々
67	墨書き土器「東寺」	1	松本市平田本郷遺跡	々
68	「東」	1	々	々
69	「几」	1	々	々
70	「大」	1	々	々
71	刻印須恵器「美濃國」	1	々	々
72	墨書き土器「又」	1	松本市小原遺跡	々
73	「財富加」	1	々	々
74	「丑」	1	々	々
75	「六」	1	々	々
76	「木」	1	々	々
77	「宗」	1	松本市小池遺跡	々
78	「大」	1	々	々
79	「上」	1	々	々
80	「生」	1	々	々
81	「風」(則天文字)	1	松本市下神遺跡	々
82	「風」(則天文字)	2	々	長野県立歴史館
83	「草茂」	1	々	々
84	「西戸舎」	1	々	々
85	「南殿」	1	々	々
86	「仁通」	1	々	々
87	「小長」	1	々	々
88	「人人」	1	々	々
89	「而」(則天文字か)	1	々	々
90	円面鏡	1	々	々
91	墨書き土器「倉」	1	松本市三の宮遺跡	々
92	「庄」	1	々	々
93	「寺」	1	々	々
94	「里」	1	々	々
95	「八十」	1	々	々

No.	資料名	点数	出土地	所有者・管理者
96	タ 「田人」	1	松本市三の宮遺跡	タ
97	タ 「八代」	1	千曲市屋代遺跡群	タ
98	タ 「真」	1	タ	タ
99	タ 「本」	1	タ	タ
100	タ 「寺」	1	タ	タ
101	円面硯	1	千曲市屋代遺跡群	長野県立歴史館
102	国符木簡（15号・複製品）	1	タ	タ
103	郡符木簡（114号・複製品）	1	タ	タ
104	銅印「王強私印」	1	千曲市更埴条里遺跡	タ
105	銅印「大伴?□□」	1	長野市篠ノ井遺跡群	タ
106	墨書き土器「北」	1	千曲市社宮司遺跡	長野県埋蔵文化財センター
107	タ 「心」	1	タ	タ
108	タ 「丸口」	1	タ	タ
109	タ 「秋」	1	タ	タ
110	タ 「守部」	1	タ	タ
111	タ 「坂主」	1	タ	タ
112	タ 「火」	2	タ	タ
113	タ 「八千」	3	タ	タ
114	タ 「井」	1	タ	タ
115	タ 「風」	1	タ	タ
116	タ 「吉」	1	長野市南宮遺跡	長野市教育委員会
117	タ 「子」	1	タ	タ
118	タ 「回」	1	タ	タ
119	タ 「内」	1	タ	タ
120	タ 「西」	1	タ	タ
121	タ 「九」	1	タ	タ
122	タ 「商?」	1	タ	タ
123	タ 「大」	1	タ	タ
124	タ 「上」	1	タ	タ
125	朱墨書き土器「田家?」	1	タ	タ
126	刻書き土器「奉」（則天文字）	1	タ	タ
127	タ 「上」	1	タ	タ

No.	資料名	点数	出土地	所有者・管理者
128	朱付転用硯	1	長野市南宮遺跡	長野市教育委員会
129	須恵器大甕転用硯	1	夕	夕
130	陶印「宗清」	1	夕	夕
131	円面硯（水滴）	1	長野市篠ノ井遺跡群	夕
132	転用硯（墨付）	1	夕	夕
133	刻書土器「專司」	1	長野市塙崎遺跡群	夕
134	墨書き土器「市寸」	1	長野市芹田東沖遺跡	夕
135	蹄脚硯	1	長野市県町遺跡	夕
136	石製印「伯万私印」	1	佐久市聖原遺跡	佐久市教育委員会
137	円面硯	1	夕	夕
138	刻書須恵器「佐」	1	夕	夕
139	刻書土器「中伯」	1	夕	夕
140	夕 「於寺」	1	夕	夕
141	仏鉢形土器	1	夕	夕
142	墨書き土器「吉」	1	夕	夕
143	夕 「久」	1	夕	夕
144	夕 「大方寺」	1	夕	夕
145	夕 「仁」	1	夕	夕
146	夕 「貞」	1	夕	夕
147	夕 「大」	1	夕	夕
148	夕 「忠」	1	夕	夕
149	夕 「王」	1	夕	夕
150	夕 「一万」	1	夕	夕
151	夕 「舟」	1	上田市明神前遺跡	信濃国分寺資料館
152	夕 「寶」	1	夕	夕
153	夕 「仲」	1	夕	夕
154	夕 「人」	1	夕	夕
155	夕 「子」	4	夕	夕
156	夕 「仙」	1	夕	夕
157	夕 「八」	1	夕	夕
158	夕 「中」（平成 12 年調査）	1	夕	夕
159	夕 「仲」 夕	1	夕	夕

No.	資料名	点数	出土地	所有者・管理者
160	「宍？」(平成12年調査)	1	上田市明神前遺跡	信濃国分寺資料館
161	「北」	1	々	々
162	「閏？」	1	々	々
163	「□□□□」	1	々	々
164	墨書き土器「土民真」	1	上田市神林遺跡	々
165	「財口」	1	々	々
166	「仁」	1	上田市上田原遺跡	々
167	「俗」	1	々	々
168	「共」	1	上田市法楽寺遺跡	々
169	銅印「宍来(未?)私印」	1	々	々
170	刻書き土器「芳」	1	上田市国分遺跡群	々
171	墨書き土器「義」	1	上田市四日市遺跡	上田市教育委員会
172	「万」	1	々	々
173	「木」	1	々	々
174	「伴」	1	々	々
175	「田上」	1	々	々
176	刻書き土器「工」	1	々	々
177	転用碗	1	々	々
178	墨書き土器「工」	1	上田市山本畠遺跡	々
179	円面硯片	5	上田市小之入窓跡	々

引用・参考文献

No.	編著者	文 献 名	発行所	発行年
1	藤堂 明保	「漢字」『国史大辞典』	吉川弘文館	1983
2	平川南編	古代日本文字の来た道—古代中国・朝鮮から列島へ	大修館書店	2005
3	平川南編	古代日本の文字世界	大修館書店	2000
4	佐藤信他	歴史考古学大辞典	吉川弘文館	2007
5	吉原佳市他	根塚遺跡	木島平村教育委員会	2002
6	平川南他	長野県屋代遺跡群出土木簡	長野県埋蔵文化財センター	1996
7	寺内隆夫他	上信越自動車道埋蔵文化財調査報告書 26 屋代遺跡群	長野県埋蔵文化財センター	1999
8	山中敏史	古代地方官衙遺跡の研究	塙書房	1994
9	山下誠一	信濃で文字が使われ始めた頃—律令時代の文字事情—	飯田市上郷考古博物館	2000
10	瀧谷恵美子他	恒川遺跡群—遺物編その1(古代・中世)	飯田市教育委員会	2005
11	大川清他	信濃国分寺一本編	吉川弘文館	1974
12	大川清	古代造瓦組織の研究	日本窯業史研究所	2002
13	上原真人	「東国国分寺の文字瓦再考」『古代文化』41-12	古代学協会	1989
14	倉沢正幸	「ヘラ描き文字・出土瓦の考察」『史跡信濃国分寺跡』	上田市教育委員会	2006
15	伴信夫	「中道遺跡」『長野県史考古資料編(中・南信)』	長野県史刊行会	1983
16	岡田正彦	「信濃の巖畫・刻畫土器」『中部高地の考古学』	長野県考古学会	1978
17	今村善興他	『中央道埋蔵文化財調査報告書—諫訪市その4—』	長野県教育委員会	1976
18	小林康男	「平出遺跡」「信州の大遺跡」	郷土出版社	1994
19	原明芳他	中央自動車道埋蔵文化財調査報告書3 吉田川西遺跡	長野県埋蔵文化財センター	1989
20	直井雅尚	「三間沢川左岸遺跡」「信州の大遺跡」	郷土出版社	1994
21	高桑俊雄他	松本市平田本郷遺跡	松本市教育委員会	1994
22	竹原学他	松本市小原遺跡II	松本市教育委員会	1993
23	松本市教育委員会	小池遺跡	松本市教育委員会	1991
24	石上周藏他	中央自動車道埋蔵文化財調査報告書6 下神遺跡	長野県埋蔵文化財センター	1990
25	望月映他	中央自動車道埋蔵文化財調査報告書9 三の宮遺跡	長野県埋蔵文化財センター	1990
26	町田勝則他	一般国道18号埋蔵文化財調査報告書1 社宮遺跡ほか	長野県埋蔵文化財センター	2006
27	千野浩他	南宮遺跡II	長野市教育委員会	2000
28	小林眞寿他	聖原(第1分冊～第5分冊)	佐久市教育委員会	2002~5
29	上田市教育委員会	神林遺跡・下郷古墳群	上田市教育委員会	1992
30	上田市教育委員会	上田原遺跡	上田市教育委員会	1996
31	真田町教育委員会	四日市遺跡III	真田町教育委員会	1997
32	高島英之	古代出土文字資料の研究	東京堂出版	2000
33	信濃国分寺資料館	信濃の古代・中世の仏教文化と関係遺跡	信濃国分寺資料館	2005

長野県内出土・伝世の古代印の再検討

平川 南

はじめに

古代印の全国的調査は、国立歴史民俗博物館の「非文献資料の基礎的研究」と題した事業を筆者が研究代表者となり、一九九二年度（四年度）まで実施した。その成果は、「国立歴史民俗博物館研究報告第79集—日本古代印の基礎的研究」（一九九九年三月）にまとめて刊行した。

古代の印（以下古印と記す）の調査は、これまで専ら印章学の立場から扱われ、必ずしも古代の歴史資料として十分に位置づけられたとはいがたい。それは、古印について出土資料・伝世資料・印影資料がそれぞれ関連することなく個別に扱われてきたために、印の年代が定まらなかつたことに起因すると考えられる。

ろう。

一方、古代において各種の文書に印が押され、その一部の文書が現存している。それらの文書は通常、年紀が明記されている。しかし、その印影は薄かつたり、印自身の欠損箇所や押印の時の紙のヨレ具合によつても微妙に印影を変えてしまう。また、印影の場合、その印の形狀をもちろん知ることはできない。

そこで新たな古印研究の指標としては、次の点に留意する必要があ

出土品は発掘調査による明確な遺構に伴うことが少なく、表採資料の場合も意外と多い。従つて、出土銅印の年代はほとんど特定できないのが現状である。

全国各地の神社仏閣および個人に所蔵されているいわゆる伝世印も

数多い。それらの中には、出土品を奉納したものも少なくない。また、伝世印には、「隠岐（岐）倉印」「駿河倉印」「但馬倉印」さらに「国府厨印」（宮城県鼻節神社蔵）など、出土品や印影にみえない貴重な古印があり、両者との比較資料としても欠かすことができない。それらの伝世印の多くは伝来の経緯が明らかでなく、その製作年代も不明である。

土・伝世印の科学的分析データを加えた古印に関する総合的研究を推し進めるならば、今後、古印は新たな古代史資料として重要な位置を占めることができるであろう。

近年、長野県内各地の発掘調査に伴い、数点の古印が出土している。それらに加えて、神社や個人所蔵の印が二点知られている。

昨年末、長野県教育委員会の依頼により、県内の文化財調査をした際に、諏訪大社下社所蔵の「賣神祝印」を除く六点すべての古印を実見することができた。小稿では、長野県内の古印について、それぞれ



図1 長野県内の古印出土分布図

の概要を紹介し、それらすべてに私見を述べてみたい。「図1】

一、銅印「長良私印」—松本市三間沢川左岸遺跡出土

(1) 遺跡の概要

本遺跡は松本市の西南、山形村に接する位置にあり、標高は約六四二mの緩く東北に傾斜する耕作地帯で、三間沢川左岸にある。

今回の調査では、約七、五〇〇坪の範囲内に、総数一二〇棟におよぶ竪穴住居跡を主体とする掘立柱建物跡、溝跡などが発見され、九世紀中頃から一〇世紀中頃のはば一世紀にわたる大規模な集落跡とされている。遺物では、銅印ほか、佐波理鏡、一五〇点余の縁袖陶器、八稜鏡、錢貨「富寿神宝」、帶金具など、また墨書き土器で同一の文字「王」を記したもののが、多くの竪穴住居跡から出土していることが注目される。

(2) 銅印の概要〔長野県「長野県史 美術建築資料編 全一巻(一) 美術・工芸」一九九二年〕【図2】

印面 三・三×三・二四、高さ二・八四、重さ五二・一五g

本銅印は九世紀中・後半に位置する第二号住居跡の北西壁際、床面よりやや上がったところから単独出土したものである。

鋳銅製で、銅質はよく、保存状態も良好である。材質は蛍光X線分析により、銅に対して錫の量が多いことが判明している。印面は方形で四周にはやや幅広の郭がめぐらされている。鉢は蒼鉢有孔で、印上面には惣型の合わせ目の細線が縱に残り、文字上側は太目の線

となつてゐる。

印文は二行で構成され、一行に二文字ずつ「長良」「私印」と鋳出されている。書体は楷書体で、深さは三・二mmあり、発掘当初、その基部には朱の付着が確認されている。

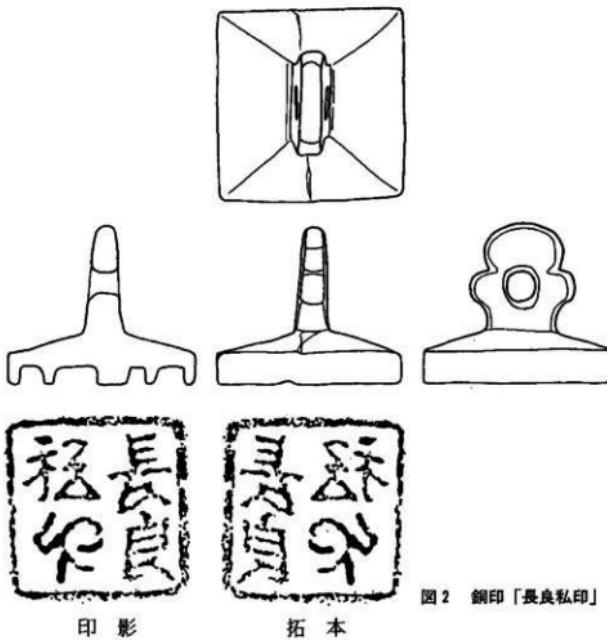
「長良」に該当する人物としては藤原長良があげられる。彼は摂

残る。

政関白藤原基經の実父であり、文徳天皇に侍した權中納言であつた。長良の活躍した時期と住居跡の時期はほぼ同時期で一致するが、「長良私印」と捺印された資料は今のところ明らかではない。

右の形状観察については、何ら問題ないが、印文の解釈には疑問が

図2 銅印「長良私印」



印影

拓本

古代の印文とくに私印の解釈については、これまで極めて恣意的であったといえる。私印のなかでは、「長良私印」のような四文字構成のものが数量的に目立つていて、次にその四文字私印の内容解釈について、私見を具体例に基づいて紹介したい。

新潟県上越市江向遺跡出土の銅印は「高有私印」と四文字で記されている【図3】。本遺跡は古代の越後国の國府所在地、頸城郡内に位置しているとみてよい。頸城郡の在地豪族はいうまでもなく高志君（公）であり、宝亀一〇年（七八〇）の「西大寺資財流記帳」には「頸城郡大領高志公船長」がみえる。私印の所有者は、印の意義を十分に認識した都司などの地方官人層が先駆けて欲したと考えられる。その意味からも本私印の「高」は頸城郡の都領氏族である「高志君（公）」が最も該当するのではないか。つまり銅印「高有私印」は、「高志君（公）有○の私印」を意味しているのである。

もう一例、茨城県那珂郡大宮町の小野遺跡出土の銅印「丈永私印」があげられる【図4】。この遺跡からは「□里丈部里」とへラ書きされた平瓦も出土している。一方、那珂川を挟んで

○長岡京跡出土木簡（告知札）【図5】



図3 新潟県江向遺跡出土
銅印「高有私印」



図4 茨城県小野遺跡出土
銅印「丈永私印」

対岸に位置する台渡里廃寺（水戸市台渡里町）から同じく「丈部里」と書かれた瓦が出土しており、この地は「和名類聚抄」の那賀郡阿波郷で、郷里制下に「丈部里」が設けられていたことが分かっている。

したがって、同地方には丈部姓が多く分布していたと考えられ、銅印「丈永私印」の「丈」は丈部を意味し、「永」は名の一文字と見なすと、「丈永」は「丈部永〇」の略と考えられる。

以上のように、四文字私印のうち、個人名に関わる印文は、その私印を所有する豪族名を表示したものと理解でき、その表示方法の主なものとしては、三つの記載様式がある。

- ①「ウジ+私印」（例）「物部私印」（群馬県矢巾村東遺跡）、
「佐伯万善」（福岡県御笠川南条坊遺跡）、
「物部楮丸」
- ②「ウジ+名」
（例）「丈永私印」、
「丈永私印」
- ③「ウジの頭文字+名の頭文字+私印」
（例）「高有私印」、
「高有私印」

これらのうち、③の類例として次のような木簡が知られている。

そこで、三間沢川左岸遺跡出土の「長良私印」の印文を検討すると、まず「長良」を報告書などの見解である権中納言の「藤原長良」の名とすることには無理があると思われる。地方社会における私印は、基本的に文書行政に関わる地方豪族層に用いられたものと理解すべきである。また、たとえ中央貴族の藤原長良を想定したとしても、その場合、地方社会では、藤原という氏を誇示すると考えるべきであろう。

「長良私印」は、むしろ私印を所有する豪族のウジの「一文字と名の一文字をとつて印文を構成する」という③の様式である可能性が高いであろう。その場合、ウジ名としては、五世紀後半、東国各地に設置された子代・名代のうちの「長谷部」があげられる。東国での分布例としては、養老五年（七二二）下総国葛飾郡大鳴郷の「長谷部小宮賣」などがある。すなわち、本銅印は、「長谷部良〇の私印」などと解せるであろう。



図5 長岡京木簡（告知札）

「讀書知往還上中下尊等御中迷少子事 右件少子以今月十日自勢多」

錦□□麻呂字名者錦本云音也 皇后宮舍人字名村太之□家カ

(365) × 35 × 2.016.

二、銅印「夫 □ 私印」—上田市太田法樂寺遺跡出土【図6】

印面 二・八×二・八cm、高さ二・八cm、重さ三五・八g

本銅印は一〇世紀のものである。一部が腐食のため欠損しているが、

ほぼ完形で出土した。

印文は二行で構成され、一行に二文字ずつ「夫□」「私印」と鋲出されている。

永嶋正春氏による化学分析の結果、銅(Cu)を100として、ヒ素(As)4.0、鉛(Pb)1.0、銀(Ag)0.25、錫(Sn)0.10、ビスマス(Bi)0.25、アンチモン(Sb)0.15とされた。

銅印「夫 □ 私印」は、やはり四文字私印の主たる記載様式で

別展「上田市出土の金属器展—太田法樂寺遺跡出土銅印他公開—説明会資料」（なお、同資料には国立歴史民俗博物館の永嶋正春氏・平川

南の銅印の調査（一〇〇〇年一月一日）の結果が報告されている。）

宍人部は「日本書紀」雄略天皇二年十月条に狩の鳥獸を調整するため

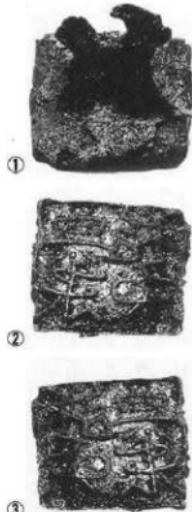
○「延喜式」主計上 信濃国

調：「絲革五張」

中男作物：「猪膏」（いのあぶら）、「脯」（ほじし・乾肉）、「雉

腊」（きじのきたい・鳥の乾肉）

図6 銅印「穴来(未)私印」
 ①印形
 ②印面
 ③印面裏焼き



に宍人を置いたとある。

○更埴市屋代遺跡群出土第一三号木簡

・「戊戌年八月廿日 酒人ア□荒馬□^サ東酒人ア□^{大万ガ}東」

・「○宍ア□□□□ □□ア□人ア 大万呂 宍人ア万呂」

五五五×（三七）×四 ○一

この木簡は、冒頭に干支月日を記す大玉令以前の形式の木簡である。

干支年号の部分は「戊戌年（六九八）」と読め、酒人部（□荒馬）ら

に稻を支給または収納したことを記録したものかと考えられる。裏面に宍人部、宍部といった部姓がみられる。宍人部は、文献史料によれば、大和・山背（山城）・駿河・伊豆・武藏・越前・伯耆などの諸国にみえる。

右記のように、屋代遺跡群にみられる宍人部は、酒人部と同様に、

宮廷で鳥獸の肉の調理に携わった宍人の資養を負担する部と考えられる。信濃国は、調庸物や交易雑物などの名目で鳥獸の肉や皮を貢進していたことが知られる。

○「延喜式」主計上 信濃国

交易雜物：「鹿皮九十張」「洗皮十五枚」「圓長猪脂一斗」

○藤原宮木簡（七世紀後半）

「科野國伊奈評鹿□大賛」

古代の信濃国には鳥獸肉の貢納に従事する民が広く分布し、埴科郡内の屋代遺跡群木簡および小縣郡内の本銅印の出土によって、宍人、宍人部（宍部）が両郡内にも分布したことを証明できるといえよう。

三、銅印「王強私印」—更埴市更埴条里遺跡出土【図7】

(1) 遺跡の概要（財）長野県埋蔵文化財センター「長野県埋蔵文化財セントラル報10」（一九九三年）

本遺跡は、千曲川右岸の自然堤防背面から後背湿地に立地し、九世紀の洪水で埋没した条里水田と、水田埋没後の一〇世紀の集落が展開している。H地区で確認された水田区画は、東西南北方向に二条の大畦が走り、内部は小畦により南北に細長い区画が作られた、いわゆる「半折型」を示す。

砂層より出土した遺物で特筆すべきものに銅製の印がある。銅印は、集落に近接して出土し、層位から九世紀後半～一〇世紀のものと推定される。砂層上面では、水田埋没後に構築された堅穴住居跡、掘立柱

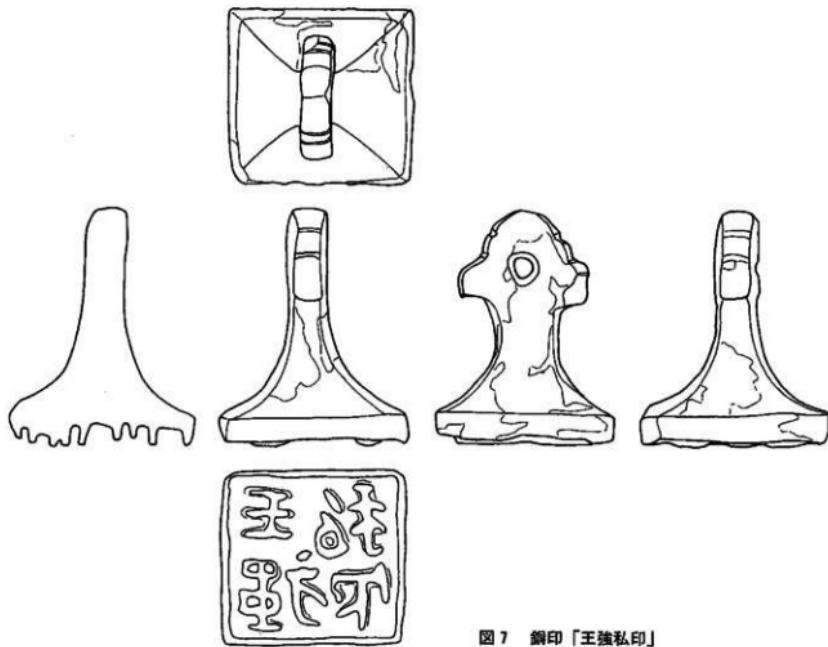


図7 銅印「王強私印」

建物跡、井戸跡、土坑などが検出され、本遺跡ではI地区を中心的に、一〇世紀代の集落が展開していることが判明した。なお、その他の遺物として注目されるのは、住居と溝から出土した越州窯青磁で、県内では六例目である。

(2) 銅印の概要

印面 三・〇×三・二cm、高さ四・一cm、重さ六一・九g
本銅印の印面は方形で、鋲は苔鉢有孔である。その陽刻された文字は、一文字ずつが横方向に凸状を呈している点、きわめて特異な形状で鋳出されているといえる。出土した当時の観察によれば、文字間に赤色顔料を確認している。

印文は一行で構成され、一行に二文字ずつ「王強」、「私印」と読める。なお、「強」は異体字「歲」を用いている。いわゆる四文字私印と判断できる。

「王」で始まる四文字私印は、現在までのところ他に二例ある。

○千葉県八日市場市柳台遺跡出土銅印「王酒私印」〔八日市場市教育委員会「飯塚遺跡群発掘調査報告書第三分冊」一九八六年〕〔図8〕

印面 三・八四×三・九cm、高さ三・〇cm、重さ六六・七g

昭和五六年、柳台遺跡の遺構確認中に、○五〇号住居跡の西壁上面より西へ一九cm、○四八号住居跡の北壁上面より北へ四〇cm離れたローム上面で銅印を検出した。本調査以前に表採された墨書き器「千枚刷」（校尉は軍防令によれば、兵士二百人

図8 千葉県柳台遺跡出土
銅印「王酒私印」



を統領するもので「二百長」とも称された。「千」は地名と考えられる。の採集地点ときわめて近接している。

「王酒私印」は火を浴びており、全体に印字等も崩れて丸くなり、保存状態は非常に悪い。鉢部は低く、ズングリした苔斑有孔である。特筆すべき点は、その陽刻された文字は、一文字ずつ横方向に凸状を呈しており、更埴条里遺跡出土の「王強私印」と全く同じ特異な形状である。また、印文は正字で彫られており、当然、印影は逆字となり、押印を目的としていないことが想定される。なお、二二〇号住居跡から墨書き器「王」(环体部外面)が出土している。

○千葉県富山町恩田原遺跡出土銅印「王泉私印」
〔富山町教育委員会「恩田原遺跡」一九九八年〕
9

印面 三・〇×三・〇四、高さ三・一二三

本遺跡は、房総半島南部、東京湾に面する岩井海岸から東方へ約一km、標高一〇m前後の低位段丘上に位置している。周辺は盆地状の低湿地帯で現状は水田である。

発見された遺構は、溝二三条、掘立柱建物跡一棟、祭祀跡一ヵ所、遺物包含地四ヵ所などである。調査

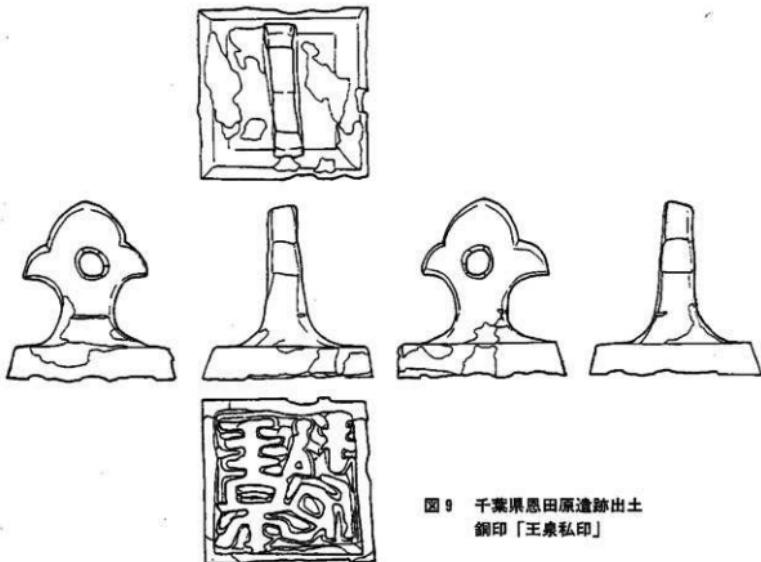


図9 千葉県思田原遺跡出土
銅印「王泉私印」

区中央の遺物包含地から出土したのが銅製の印である。出土層位は弥生時代の遺物が出土する面よりも若干高い（七一八cm）位置で、印面を下にして検出されたもので、当該期の遺構・遺物は全く伴っていない。い。

銅印は「王泉私印」と判読でき、その書体は、私印の通例に合致する楷書体である。

以上の三点の「王○私印」は、王氏に関わる私印と判断できる。王氏は、例えば、高麗国人の陰陽家「王伴文」（『続日本紀』養老一年正月条等）などの高麗国・百濟国の渡来人としてみえる人々をはじめ、相模國史生「王善德」（『大日本古文書』一一六〇）、越前國大目「王叙忠」（『大日本古文書』五一四七七）など、國府官人としても活躍している。従つて「王強私印」は「王強○私印」「王酒私印」は「王酒○私印」、「王泉私印」は「王泉○私印」を意味していると判断できる。当時の銅製私印は、主として公印使用に関わる国司・郡司等の地方官人層が自ら欲して所有したものと理解できる。従つて、渡来系氏族である王氏がおそらくは国・都行政に深く関わっていたものと推測される。

古代の信濃國と、下總國・安房國などのいわゆる房総地方からそれぞれ出土した王氏に関わる銅印の、一文字ずつ横方向に凸状を呈する特異な鋳出し方法は、他に例を見ないだけに、注目に値する資料であるといえよう。

四、銅印「大伴□□」—長野市舞ノ井遺跡群出土【図10】

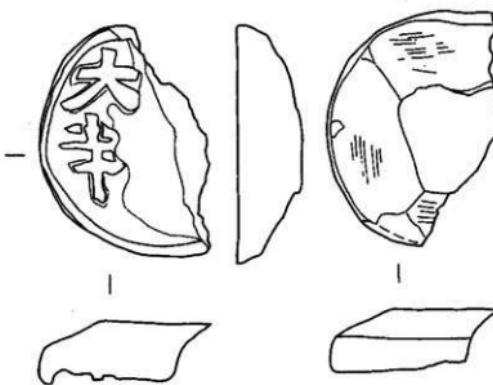


図10 銅印「大伴□□」

(1) 遺跡の概要（財）長野県埋蔵文化財センター「中央自動車道長野線埋蔵文化財発掘調査報告書16—長野市内その4—舞ノ井遺跡群」一九九七年）
本遺跡は、千曲川左岸の自然堤防上の高所に位置する。奈良・平安時代の遺構は、竪穴住居跡・掘立柱建物跡・井戸跡などが検出された。竪穴住居跡は二六九軒にものぼり、遺構・遺物数では他の時期を大き

く上まわっている。遺物の年代は平安時代の中でも九—一〇世紀にかけての資料がほとんどであった。

注目される遺構としては、一辺約九〇cmの掘り方をもつ大型の掘立柱建物跡があげられる。總柱建物を含む七棟以上が南北方向を基軸として並列した状況を示しており、それぞれが建て替えをおこなった。遺物は、土器以外では、銅印、石製丸柄・金銅製巡方の帶金具などが注目される。

(2) 銅印の概要

印面 長径四・一cm、重さ四五・四六g

本銅印は、竪穴住居跡SB七一〇九出土のもので、その年代は九世紀第2四半期頃とみられている。印面は円形で、右側二分の一の残存であったが、「大伴」と刻まれた文字が認められる。「大伴」は、本来「大伴」と記されていたと考えられる。文字とつまみ部分が鋳潰されている。文字の刻み部分には、わずかに朱が残っていたとされている。○丸印の類例「笠百私印」—京都府舞鶴市浦入遺跡出土〔舞鶴市教育委員会「浦入遺跡群発掘調査報告書遺構編」一〇〇一年〕【図11】

印直径（内径）三・一cm

本遺跡群は舞鶴市北東の大浦半島西側の舞鶴湾入口部に位置する。浦入遺跡では奈良時代後半から製塩が見受けられ、その中でも全国的にも類例のないほどの大規模な製塩の中心は平安時代にもとめられた。製塩土器の構造は、海水を入れている椀部とそれを乗せる中実支脚の二つの部品をセットで使用している。「笠百私印」を刻印した製

0 5 cm



原寸大拓本

図11 施印土器「笠百私印」

埴土器支脚が出土したが、支脚は、下層の包含層から八世紀中頃（一〇世紀中頃までの遺物）と共に出土した。支脚はその形から、若狭編年による傾（かたばこ）式あるいは吉見浜式の支脚に該当すると考えられるが、支脚上半部がやや細いことから九世紀代に下るものとを考えられている。

印の材質は、木印か銅印か決定しがたい。法隆寺献納金銅仏、觀音菩薩立像の台座板に刻まれた「辛亥年（六五一）七月十日記笠評君名」古臣（下略）にみえる「笠評君」は、笠評（加佐郡）の君と理解されており、笠氏は丹後国加佐地方の有力豪族と判断される。すなわち「笠百私印」は、銅製私印によくみられる、「丈龍私印」（福島県岩瀬郡天栄村志古山遺跡出土）を「丈部龍麻呂」などの略と解する様式を参考にすれば、「笠（加佐）百縁」などの略と解することができる。

この丸印にみえる「大伴」の信濃國北部の分布例としては、
大伴連忍勝 信濃國小县郡篠里の人。

（日本靈異記 下巻 第二十三）

などが知られている。この丸印の推定復原は「大伴私印」とされ、印文としては、群馬県高崎市矢中村東遺跡出土銅印「物部私印」（九世紀代）などと同様、先にあげた四文字私印の様式①「ウジ十私印」に該当すると考えられる。

五、銅印「物部權丸」—伝世品、南佐久郡臼田町

上 原政彦氏所蔵 [図12]

(1) 伝来の経緯（長野県「長野県史美術建築資料編全一巻（二）美術

・工芸】

本銅印には、江戸時代の佐久地方の郷土史家であった井出道貞が文化十四年（一八一四）に書いたとされる『銅印記』の明治四十年の写しが添えられている。

「明和三年（一七六六）丙戌の春、清川村上原氏居家を改め作らんと前裁の庭を築き平めける時に、二尺五寸ばかり上下に平石の有しきを穿出しければ其下より古き銅印一箇出たり、物部楮丸の四字あり、字體高古にして雅趣あり、實に近世の物にあらず。（後略）」

（2）銅印の概要 [同前書]

印面 三・一×三・一四、高さ二・一六四

本銅印の印面は方形で、四周内削りは大まかで、幅の狭い第をめぐらしている。鋤は苔鋤有孔で、頭端を三角形にとがらせている。

印文は二行で構成され、一行に二文字ずつ「物部」「猪丸」あるいは「楮丸」と読める。個人の姓名が四文字のフルネームで印文となつた例は現存する大和古印では他に例がないとあるが、次のよう類例が確実に存在する。



図12 銅印「物部楮丸」



① 銅印「佐伯万善」



② 銅印「己酉首丸」

図13 「ウジ十名」印の例

右の県史の記述については、いくつかの問題点（二点）があるので、次に指摘しておきたい。

①「名「猪丸」あるいは「楮丸」とした部分は、偏は「木」で間違いないので、「楮丸」とみてよい。

②個人の姓名が四文字のフルネームで印文となつた例は現存する大和印では他に例がないとあるが、次のよう類例が確実に存在する。

【図13】 ○「佐伯万善」印—福岡県太宰府市御笠川南条坊遺跡（遺構等の年代一〇一—一二世紀）

印面 二・九×三・〇四、高さ二・一九八cm

○参考資料「己酉首丸」印—もとは伊勢皇大神宮の祠官を務めた家（荒木田二門）に「神主右敷」印と共に保管されていたといふ説あり（村田氏実「古銅印記」）

印面 二・六×二・六四、高さ三・〇四、重さ三一・八八g
ただし、本銅印は伝世品で、製作年代は不明である。

③「正倉院文書に残る印影にみられる」とから、奈良時代に流行した古い印文形式」とするが、次の点から、本銅印の年代は九世紀以降と

判断できる。

○本銅印の人名は「楮丸」とあるが、人名「〇〇丸」は、管見の限りで最も早い実例が藤原宮跡出土の初期莊園に関する弘仁元年（八〇）の木簡に数例みえる。

○藤原宮木簡（『飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報七』）

（跋文部分）

「弘仁元年十月廿日収納稻事

（略）

使石川魚主

上三月丸弟□建丸

萬木寺進者
定殘千四百八十玖束

九八・二×五・七×〇・五cm ○一
○岩手県黒石薬師如来像の胎内墨書銘中「貞觀四年（八六二）十二月」の年紀とともに「物部哀黑丸」という人名がみえる。

○福島県いわき市荒田目条里遺跡出土木簡（九世紀半ば）
「郡符、里刀自、手古丸、黑成、宮澤、安繼家、貞馬、天地、子福積、奥成、得内、宮公、吉惟、勝法、國隱、百濟部於用丸、真人丸、奥丸、福丸、藤日丸、勝野、勝宗、貞繼、淨人部於日丸、淨野、舍人丸、佐里丸、淨繼、子淨繼、丸子部福繼「不」足子家、王部福成女、於保五百繼、子桃本家、太青女、貞名足「不」子於足

【合冊四人】

右田人為以今月三日上面田令殖可感發如件

一

・「大領於保臣 奉宣別為如任 以五月一日 □」

五・九×四・五×〇・六cm ○一

従つて「物部楮丸」は九世紀以降のものと考えられるが、年代的には書体・鋳造方法（彫り方・鉢の形状など）から推して、九世紀をそれほど下るものとはみられないであろう。

また、正倉院文書などで八世紀後半には「生江息鳴」「丸部足人」などのフルネームの私印が確認されている。しかし、フルネーム私印は、県史で指摘しているような奈良時代に流行した古い印文形式ではなく、正倉院文書中の「丸部足人」などの私印が東大寺写経所内の個人に関するものである点に留意すべきである。筆者はすでに、古代の地方社会においてはウジ名を重視した事実を多様な資料によって立証している（『古代における人名の表記－最新の木簡から発して－』『国史学』一六一、一九九六年十二月）。ここでその要旨を簡略に紹介したい。

六・八世紀初頭段階の資料に、「氏」のみ表記したものと、同一の「氏」の下略方式のものが目立つ傾向は、ウジのもつ政治組織と同族組織の二面性を重視した記載様式と判断できる。しかし、律令制下においては国家による個人身賦課を目指し、戸籍制が導入された段階で、人名を「ウジ十名」という形で個々に戸籍に登録し、課税対象者としたのである。そして八世紀以降、籍帳制の浸透により、「ウジ（または姓）と名記載が一般的となるのである。ところが、荒田目条里遺跡出土の郡符木簡では、郡大領が名を記していない。令制以前の

地方社会における支配関係に基づく郡司から里への下達文書木簡（郡符木簡）は、律令国家体制下においても、地方社会に「氏」を重視する傾向が根強く存在したことを伝えているのであろう。

六、石印「伯万私印」—佐久市聖原遺跡出土 [図14]

(1) 遺跡の概要 「高村博文「佐久市聖原遺跡I」」(長野県埋蔵文化財ニュース) N°・30 一九九〇年三月

聖原遺跡は、佐久市の北部、浅間南麓末端部の南西に放射状に伸びる田切り地形に挟まれた標高七三四—七四二m付近の台地上に位置する。

平成元年度に調査を実施した三三、〇〇〇m²内の検出遺構は、古墳時代後期—平安時代の堅穴住居跡三九六棟、掘立柱建物跡一二二棟、粘土坑一五基、おとし穴一二基、土坑一六六基・中世以降の区画溝等である。聖原遺跡の調査は、古墳時代後期—平安時代、ことに律令体制の古代集落として、県下で最大規模といえるであろう。

(2) 石印の概要

印面 三・三一三・五×三・四一三・五四、高さ六・二四

石製の印を出土した二五五号住居跡は、北側の主柱穴が壁面につく形態をとるもの、特記すべき住居跡とは考えられない。住居の年代は、平安時代前葉とみてよい。

印の保存状況は縁および字に欠損部分が多少みられ、接地面は水平にしているとはいがたく、凸凹がある。また、朱等の付着物は肉眼では観察できなかつた。

石製印とはいえ、通常の銅印と全く同様に、印面は方形で四周に郭を有している。鋤の形状のみが銅印とは異なり、円錐形を呈している。印文は二行で構成され、一行に二文字ずつ「伯万」「私印」と陽刻されている。

いわゆる四文字私印「伯万私印」の解釈は、奈良国立文化財研究所の鑑定にもとづき、「伯万呂」という有力者の私印であろうとされている。この見解の根據となっている史料は、おそらく正倉院文書の「桙領調足万呂解」(天平宝字四年・七六〇)、正集六、「大日本古文書」二五一三〇三頁所収)に押捺されている「鳳」という印影によるであろう。この印影「足万」は、「調足万呂」の名のみの表記である。ただし、四文字私印の二文字が名のみを示す類例はない。「伯万私印」は、石印とはいへ、銅印とはほぼ同じ形態(鋤を除き)に仕上げられており、古代の信濃国出土の銅印「長良私印」「夫□私印」「王強私印」と同様に、ウジと名の頭文字の可能性を想定しておく必要があるのではないか。いいかえれば、造東大寺司のような都の役所内における「足万」の例とは異なり、上記の古代地方社会におけるウジを重視する人名表記のあり方から判断しても、「長良私印」などと同様に、石印の「伯」をウジ名の頭文字とみなす方が可能性が高いであろう。

その場合、ウジ「伯○」の例は、次のとおりである。

○ 大般若經卷第四二一奥書(天平勝宝六年九月二十九日付、「大

日本古文書」二五一—七三頁)「伯太造賈賣」

「家原邑の人」とあるが、家原邑は和泉國大島郡に属する。

○『続日本紀』天平宝字五年(七六一)三月庚子条他

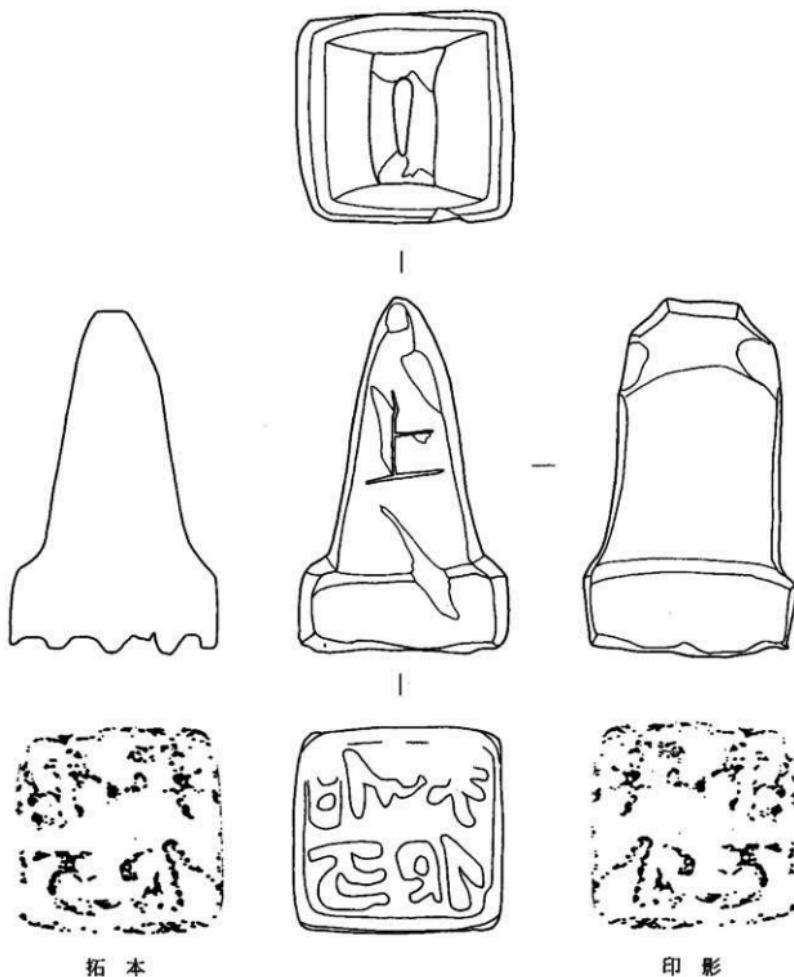


圖14 石印「伯万私印」

「伯・徳・広・足」 「伯・徳・広・道」 「伯・徳・諸・足」

伯・徳氏は、天平宝字五年三月庚子条で雲梯連・雲梯造を賜つた廣足・諸足、同七年八月甲午条に雲梯連を賜つた広道が知られている。

○ 平城宮跡木簡（『平城宮木簡五』）「伯林広地」

「未上 位子從八位上伯林広地 河内守田中家領」

七、銅印「賣神祝印」—伝世品

諏訪市諏訪大社下社所蔵 [図15]

(1) 伝来の経緯（長野県史 美術建築資料編（一）美術工芸】一九九二年）

本銅印は、社伝によると大同年間（八〇六年～一二）に平城天皇の下賜と伝えるが根拠はない。かつていたん紛失し、江戸時代に秋宮神池の千尋池から発見されたと伝えられている。

(2) 銅印の概要 [1] 同書

印面五・〇×四・八cm、高さ三・六cm

銅質のきわめて良い鋳銅製である。鉢は苔鉢有孔で、方形の印面に比べて丈が低く、頭端には小突起をもち、左右に半円形の張り出し部をつくり出す複雑な形を呈している。印台上面縁には「上」の一字が陰刻されている。

印文は二行で構成され、一行に二字ずつ「賣神」「祝印」を陽鋲し、印面中央に小点を打ち、四隅に細い輪郭を施している。

「賣神」は女神で、諏訪大社下社祭神の八坂刀賣神を表わし、「祝」



図15 銅印「賣神祝印」

は祭主の大祝を意味していると考えられる。実際に源訪下社では祭神八坂刀賣神の神意を伝える神印として神聖視され、祭事の頭役差定書などに用いられ、一枚に七箇所捺印された文書など、室町時代の古文書が存在する。

公式令天子神璽条には、公印の規格が次のようく定められている。

内印は方三寸で、五位以上の位記および諸国に下す公文に印す。

外印は方一寸半で、六位以下の位記および太政官の文案に印す。

諸司印は方一寸二分で、官に上る公文および案・移・牒に印す。

諸国印は方一寸で、京に上る公文および案・移・牒に印す。

公印に準ずるものとして郡印、軍團印、倉印などがあげられるが、

何ら規定が存在しないのである。たゞ、「拾芥抄」印貞部第二十三に

よれば、「家印一寸五分^分」_分、郡印一寸、馬牛印一寸広一寸五分以下「弘仁兵

兵下^下」とあるが、家印の規定が貞親雜格に、馬牛印の規定が弘仁兵

部格に換るのに対し、郡印一寸は規定根據が示されていないのである。

しかし、郡印は実例ではほほ一寸、すなわち、國印と郡印の規格が存

するとなれば、郡印は、國—郡—郷の律令行政組織に準ずる形で、お

のぞと方一寸の國印と方一寸の郡印の間に位置するものと理解してよ

いのである。現存する郡印の実物資料および印影資料はその法量の

点で方一寸から方一寸の間にすべて含まれているのである。

神社印は、すべていわゆる伝世印に属し、その製作年代の確定する

ものはほとんどないといつてよい。その中では、鹿児島神宮（大隅正

八幡宮）に社宝として伝わる「八幡宮印」は、彌哀文書六「大隅國正

同様である。鉢の形状も、神社印一般の蒼鉢有孔である。書体の点も、神社印通有の楷書体であり、なかでも「印」の文字は、「八幡宮印」以上の大社印に照らすならば、「賣神祝印」は、印面の法量の点で、神社印中、最も確実な古代印である「八幡宮印」の方四・八cmとほほ同じである。鉢の形状も、神社印一般の蒼鉢有孔である。書体の点も、

八幡宮所下文」（保安一年一二二二六月十一日付）【平安遺文】

五一九二一（番）、および鹿児島神宮蔵「八幡正宮酒井季時補任状」（保安二年一月一日付）の両文書に押印があるので、古代印とみなすことができる。

○「八幡宮印」印面四・八×四・八cm、高さ五・五cm、蒼鉢有孔

神社印の印面の法量も、郡印と同様に方一寸から方一寸の間に含まれる。例外としては伊勢神宮の「大神宮印」（六・四×六・五cm）および「豐受宮印」（六・三×六・二cm）の二例である。この例外の二例は書体の点でも同様で、神社印が通常楷書体であるのに対し、篆書体である。いうまでもなく、内印（方三寸）、外印（方一寸半）、諸国印（方一寸）は、公印としてすべて篆書体である。

伊勢神宮の「大神宮印」（方六・五cm）「豐受宮印」（方六・三cm）

は、印面の大きさの点で諸国印を上回り、書体は公印と同じ篆書体であつた。さらに、鉢の形状も、公印は郡印を含めて弧鉢無孔であるが、

同じく弧鉢無孔である。

なお、「長野県史」で本印の年代を「十二世紀」と記しているが、根拠は示されていないので、あらためて年代の検討が必要である。

結局のところ、神社印の印面の法量は、通常、國印（方一寸）と郡印（方一寸）の間、郡印とほほ同じである。鉢の形状は、私印一般の蒼鉢有（無）孔であり、書体も、私印一般の楷書体である。

以上の神社印に照らすならば、「賣神祝印」は、印面の法量の点で、神社印中、最も確実な古代印である「八幡宮印」の方四・八cmとほほ同じである。鉢の形状も、神社印一般の蒼鉢有孔である。書体の点も、

などと共通する。「祝」の文字も、古代特有の書体といえる。

以上の検討結果から、諏訪大社下社蔵の伝世印「賣神祝印」は、古代印であるとみて問題ないであろう。

以後の課題——長野県考古学会に望む——

(1) 自然科学的調査の積極的導入

銅印の自然科学的調査として、非破壊分析手法としてのX線透過検査並びに蛍光X線分析が、きわめて有効な方法であるといえる。イ、X線透過像でみると、素材の内部に鬆を抱えている状況が読みとれる。しかしながら極端に大きな鬆は認められず、また鬆が顯著に偏在している様子もない。古代の銅印であれば、通常の細かな鬆が全体に分散して存在しているものと観察される。

口、見かけの密度は、古代の銅印の密度が概ね 8 g/cm^3 未満であり、一方近世に製作されたものは 8 g/cm^3 を超える。

この密度の相違は、鋳造技術の差を端的に示唆している。さきに述べたように、古代印と想定される銅印は全面に平均的な鬆がみられるに対し、近世印はその傾向を見出することはできない。この銅印全体に細かな鬆が入る鋳造技術が、古代印の密度を概ね 7 g/cm^3 にしており、一方、近世印は資料密度は $8\cdot5\text{ g/cm}^3$ を示し、ずつしりとした重量感があるのである。

八、蛍光X線で見た素材は、銅、スズ、鉛、ヒ素からなる四元系の青銅であり、他に本来の素材に伴う汚れ的な少量ないし微量の成分として、銀、アンチモン、ビスマスなどが検出される。数多くの銅印

の蛍光X線分析結果を集約すると、古代の銅印の素材は、銅・スズ・ヒ素・鉛系、銅・鉛・ヒ素系、銅・ヒ素系の三系統の青銅質に大別される。

長野県内の出土・伝世の古代の銅印についても、X線透過検査および蛍光X線分析などの自然科学的調査を早期に実施して、全国各地の出土印、伝世印の分析結果と比較する必要がある。こうした自然科学的調査は、銅印に限らず、今後、広範囲の資料についても積極的に導入する方向に進んでほしい。ただし、その分析結果は常に考古学・歴史学などの調査結果との厳密な比較検討を不可欠の条件とするのはいうまでもないであろう。

(2) 信濃国広域ブロック、東国と西国の接点についての考古学的立証

屋代遺跡群木簡のうち、第一五号木簡は、全国で初めて発見された国符木簡である。その「更科郡司等」に宛てた国符木簡が、埴科郡に属する屋代遺跡群から出土したという事実は、次の二つの可能性を示す。第一は、国符木簡は広域ブロック行政圈である更科郡—水内郡—高井郡—埴科郡と通送され、最終地である埴科郡家ないしその関連施設で廃棄されたという可能性、第二は、国符木簡は国司からます「更科郡」に宛てて送られたあと、水内—高井—埴科の各郡を通送され、発給元の信濃國府(国司)に戻されたという可能性である。したがって、第一の場合は屋代遺跡群の近辺に埴科郡家ないしその関連施設の存在を想定することになるが、第二の場合は信濃國府ないし国の行政に関わる施設が所在した可能性があることになる。

延暦間、東北地方の戦いには、東国各國から兵士が派遣されている。一方、西国各國は延暦三年（七八四）の長岡京造営の際に役夫を徴用している。正史や出土した木簡によれば、それは西の國名に限られているが、それらの木簡の中に、信濃國のものが一点だけ出土している。つまり信濃國は西國として掌握されているのである。また、延暦二十一年（八〇二）に坂上田村麻呂が東北地方を平定して、胆沢城を造営すると、胆沢城には、駿河・甲斐・相模・武藏・上総・常陸・信濃・上野・下野の各國の浪人四千人が配された。さらに「和名類聚抄」陸奥國江刺郡に「信濃郷」がみえることから、信濃國は東国の一国としても掌握されていたのである。

結局のところ、信濃國は、『東と西の接点』と位置づけられたとみることができよう。

文献史料や出土文字資料にもとづいて、信濃国における広域アプロックを想定し、かつ信濃國を『東と西の接点』と位置づけるという大きな仮説は、今後、長野県内の考古学的調査によってのみ具体的に遺跡・遺物の上で立証することが可能となるのである。

(3) 信濃國の豊かな自然と人間との交渉史

筆者は、国立歴史民俗博物館の基幹研究として、「日本歴史における灾害と開発」の研究テーマを一九九五年度（一九七六年）から実施した。その研究成果は、近く「国立歴史民俗博物館研究報告」第九六集（一九九二年三月）として刊行される。

この条件に適したフィールドとして、日本列島のほぼ中央に位置する長野県の善光寺平一帯を選定した。この一帯は、早くも古墳時代の

四世紀後半に森将軍塚をはじめとする巨大な古墳が出現し、その後も屋代地区や上田市を中心として、古代の信濃國の中核的地方拠点が形成され、中世以降、海津城・屋代城などが築かれ、また中・近世における善光寺は信仰の中核として存在した。その在地支配の拠点形成的最大要素は千曲川にあり、度重なる洪水にもかかわらず、人々の生活は終始千曲川に大きく依存した。自然堤防上に拠点都市や集落が立地し、千曲川の後背湿地を利用し、水田開発が大規模に実施され、更埴条里・川田条里・石川条里など数多くの条里遺構の存在が知られる。本研究は、くりかえされる大河の洪水、地震災害等に対する開発の形態の変化などを、幅広い学問領域の協業により、その自然と人間のかかわりの歴史を解明しようと試みてみた。

飛躍的に自然科学的分析データも蓄積されてきている現状からも、長野県考古学会および歴史学会を中心として、今後、信濃國の古環境を復原しながら、自然と人間の関わりの歴史を明らかにする積極的姿勢を望みたい。

末筆ながら、古代の銅印・石印の調査にあたり、全面的に御協力いただいた諸機関・諸氏各位に対し、心から御礼申し上げたい。また、本稿を成すにあたり、篠崎尚子氏にご助力いただいた。記して謝意を表したい。

表1 神社印とその他の古印

印文 (書体)	出土状況または伝来の経緯	縦 (cm)	横 (cm)	高 (cm)	重量 (g)	鉢の形状
静神宮印 (楷書体・乍)	静神社蔵。寛文7年(1667)、静神社境内より出土したと伝えられる。	4.9	4.9	6.1		蒼鉢有孔
甕玉大神 (楷書体)	明治26年(1893)板鼻社跡(現群馬県安中市板鼻町)出土。個人蔵。	5.2	5.2	5.0	189.4	蒼鉢有孔
内宮政印 (楷書体・乍)	文化年中(1804~1817)、壹王宮旧蹟(現三重県多気郡明和町壹宮)を開墾中に出土。個人蔵。	5.2	5.2	4.2	173.2	蒼鉢有孔
充神祝印 (楷書体・乍)	社伝では大同年間(806~811)平城天皇下賜と伝える。一度紛失したが、秋宮の千尋池から発見された。	5.0	4.8	3.6		蒼鉢有孔
造大神印 (楷書体・作)	静岡県静岡市川合内荒遺跡出土。9世紀中葉。	3.5	3.5	4.1	72.1	蒼鉢有孔
大神宮印 (篆書体・臣)	宝亀3年(772)正月焼失後、齊衡2年(855)8月に再鋳(『大神宮諸雜事記』)。現在の印は延長年間以降の再鋳造か。延長七年(929)七月廿一日付東大寺文書の印影とは異なる。長徳四年(998)五月廿日銘の印筈あり。伊勢神宮神官司序巻。	6.4	6.5	6.0	378	弧鉢無孔
内宮政印 (楷書体・乍)	承暦3年(1079)2月に焼失し、同年7月に改鋳された(『神宮雜例集』)ものが現在の印に相当するとされる。明治4年(1871)まで公用として使用。初鋳時期には諸説あり。応徳元年(1084)七月朔日伊勢二所大神宮序所用皇印譜に見える。	5.4	5.5	5.6	342	蒼鉢無孔
豊受宮印 (篆書体・臣)	貞觀5年(863)9月に鋳下されたと伝える(『大神宮諸雜事記』)。承徳2年(1098)銘の印筈あり。	6.3	6.2	4.7	312	蒼鉢有孔
比叡社印 (楷書体・乍)	日吉大社蔵。社宝として伝来。	4.3	4.0	4.7		蒼鉢有孔
出石大神宮印 (楷書体・乍)	出石神社蔵。社宝として伝来。	5.7	5.7	5.0	270	蒼鉢無孔
大和社印 (楷書体・乍)	大和大国魂神社蔵。同社境内地から出土。	5.5	5.3	5.3		弧鉢無孔
八幡宮印 (楷書体・乍)	鹿児島神宮蔵。同神宮(大隅正八幡宮)に社宝として伝来。保安2年(1121)六月十一日付文書(『平安遺文』5-1921)に押印あり。	4.8	4.8	5.5		蒼鉢有孔
御笠团印 (篆書体・鳴)	昭和2年(1927)福岡県太宰府市国分の桑畠で採集。印面は発見時に砥石にかけられ、文字が太め。	4.3	4.3	5.2	214.8	弧鉢無孔
遠賀團印 (篆書体・鳴)	明治32年(1899)福岡県太宰府市觀世音寺の御笠北高等学校の敷地内で工事中に採集。	4.2	4.1	5.2	209	弧鉢無孔
駿河會印 (篆書体・臣)	明治初年、当時の住職が京都の古物商より入手。以後竹生島宝嚴寺に伝世する。	6.0	6.0	6.5	495.6	弧鉢無孔
国府厨印 (楷書体・乍)	明治初期に鼻節神社修復の際に発見。	4.1	4.1	3.9	124.2	弧鉢無孔
山辺郡印 (楷書体・乍)	昭和42年(1967)10月10日、畑中より出土(表土から深さ約60cmのローム土上)。	4.7	4.7	5.5	229	弧鉢無孔
磐前村印 (楷書体・乍)	岩手県平泉町柳之御所遺跡出土。	4.7	4.7	3.7	167.4	弧鉢無孔
立石倉印 (楷書体・乍)	立石寺蔵。貞觀2年(860)に円仁が立石寺を創建した時に清和天皇から下賜されたものと伝えられる。	4.8	4.7	5.5	236	蒼鉢無孔
□□(桶弓カ) (篆書カ)	昭和61年(1986)、茨城県水戸市渡里町アラヤ遺跡で採集。	5.1	5.1	5.7	246.2	蒼鉢有孔

「長野県内出土・伝世の古代印の再検討」

国立歴史民俗博物館館長 平川 南 氏

（本稿は平川南氏、長野県考古学会のご承諾をいただき、「長野県考古学会誌」第九十九号・百号（長野県考古学会・平成五年発行）より、長野県内出土・伝世の古代印についての論考を転載させていただいたものです。）

特別展覧会開催にあたり、下記の方々のご協力、ご指導を賜りました。厚く御礼申し上げます。

協力機関（五十音順）

飯田市上郷考古博物館、飯田市教育委員会、飯田市考古資料館、伊那市教育委員会、木島平村教育委員会、群馬県埋蔵文化財調査事業団、国立歴史民俗博物館、佐久市教育委員会、塩尻市立平出博物館、諏訪市教育委員会、諏訪市博物館、長野県教育委員会、長野県考古学会、長野県埋蔵文化財センター、長野県立歴史館、長野市教育委員会、長野市埋蔵文化財センター、長野市立博物館、松本市教育委員会、松本市立考古博物館、三重県松阪市教育委員会、松阪市埋蔵文化財センター

協力者（五十音順、敬称略）

会田進、稲葉治美、大竹憲昭、岡田正彦、風間栄一、亀割均、川上元、川崎保、小林康男、酒井一久、瀧谷恵美子、高島英之、高森喜久、田中総、千野浩、直井雅尚、中島秀雄、西山克己、平川南、平田明日美、平林彰、三上徹也、三石宗一、山路直充、山下誠一、山田一恵、吉川金利、和氣清章

表紙写真 左上・木島平村根塚遺跡出土「大」字様刻文のある土器片（長野県宝。弥生時代後期と推定される。木島平村教育委員会写真提供）

右上・上田市明神前遺跡出土墨書き土器「講院」（平安時代前期。信濃国分寺の講師院の略称とみられ講師の居所を示す墨書。信濃国分寺資料館所蔵）

左下・松本市三間沢川左岸遺跡出土銅印「長良私印」（平安時代前期。松本市立考古博物館所蔵）

右下・飯田市恒川遺跡群出土墨書き土器「厨」（平安時代前期。役所の台所を示すとみられる「厨」の墨書。飯田市教育委員会所蔵）

裏表紙カット 信濃国分寺尼寺金堂跡出土文字瓦「伊」（伊那郡を示すとみられる「伊」の文字がヘラ描きされている。奈良時代。信濃国分寺資料館所蔵）

—新生「上田市」発足1周年記念事業—

古代信濃の文字

平成19年9月15日発行

編集発行 上田市立信濃国分寺資料館

〒386-0016

長野県上田市国分1125番地

電話・FAX (0268)27-8706

E-mail: kokubunji@city.ueda.nagano.jp

URL: <http://museum.umic.ueda.nagano.jp/kokubunji/>

印刷 田口印刷株式会社

